

THE JAPANESE JOURNAL OF
HISTORY OF PHARMACY

藥史學雜誌

Vol. 28, No. 1.

1993

一目 次一

第二回「ヨーロッパ医薬史蹟を訪ねる旅」のアルバムより.....i	
原 報	
『千金方』巻第1, 処方第5に引用された『神農本草經』と『藥對』の文章に 関する検討.....遠藤 次郎, 中村 輝子, 八巻 英彦, 宮本 浩和.....1	
『肥後國之内熊本領產物帳』所載の薬用植物の研究（第1報） 木類に由来する薬用植物.....浜田 善利.....6	
日本薬局方に見られた向精神・神經薬の変遷（その6）カノコソウ（纈草）の 医薬品としての品種についての知見.....柳沢 清久, 山田 光男, 松本 仁人.....12	
近代病院薬剤師の職業専門化の歴史的過程（第1報）フランスの旧体制下の 施療院における調剤.....辰野 美紀, 奥田 潤.....20	
薬の携帯とその容器の史的研究（10）江戸時代における売薬と薬の携帯（その1）服部 昭.....28	
薬の携帯とその容器の史的研究（11）江戸時代における売薬と薬の携帯（その2）服部 昭.....33	

THE JAPANESE SOCIETY FOR HISTORY OF PHARMACY

c/o CAPJ, 2-2, Hongo 7-chome,
Bunkyo-ku, Tokyo, 113 Japan

薬史学誌

Jpn. J. History Pharm.

日本薬史学会

史 料

ポーランドの薬学の歴史.....	奥田 潤, 奥田 陸子.....	38
道修町文書について.....	小城 忠一.....	46
清洲花火小史.....	岡田 登.....	48

雑 錄

訂正.....	55
---------	----

入会申込み方法

下記あてに葉書または電話で入会申込用紙を請求し、それに記入し、年会費をそえて、再び下記あてに郵送して下さい。

〒113 東京都文京区本郷 7-2-2

財学会誌刊行センター 内 日本薬史学会 事務局

電話: 03-3817-5825 内線 121

郵便振替口座: 東京 2-67473, 日本薬史学会



第二回「ヨーロッパ医薬史蹟を訪ねる旅」(ドイツ)のアルバムより

末廣 雅也, 山川 浩司

左は第31回国際薬史学会議のロゴマーク

Darmstadt

① 本会会員 Dr. Götz の厚意で
E. Merck 社の資料館をゆっくりと見学した。



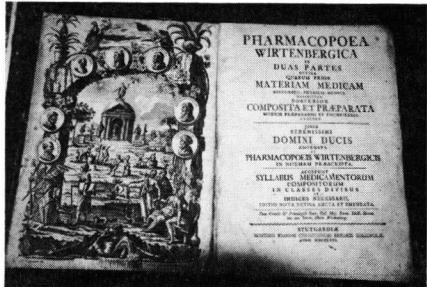
①



②

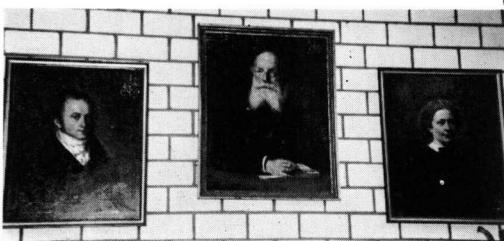
② 同館での記念撮影 (E. Merck 社提供)

③ 同館古文書室所蔵の薬局方 (1771年)

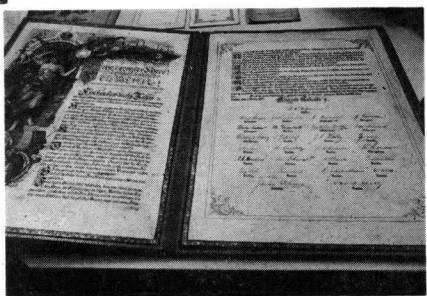


③

④



④ ダルムシュタット工科大学には、
同地で生まれたケキュレゆかりの
記念品が一室に収蔵されている。



⑤

⑤ ケキュレ60歳の誕生祝賀会に集った
化学者のサイン (記念室所蔵)。



⑥

Heidelberg

⑥ ブンゼンの銅像

背景はキルヒホフと共同研究して
分光分析法の研究をした建物。



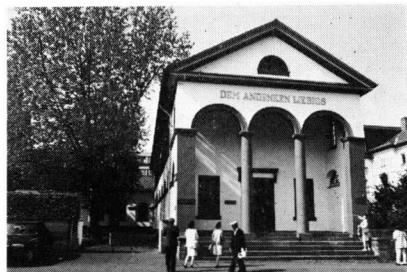
⑦

⑦ 「哲学者の道」
より見下ろした
ネッカー河畔の
国際会議場で学
会が行われた。



⑧

⑧ ベネディクト修道院の薬局
(古城の中の薬事博物館の一室)



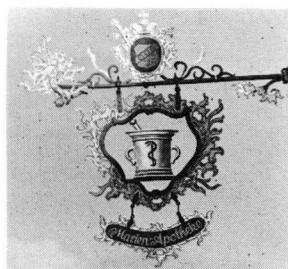
⑨

Gießen

⑨ リービッヒ記念館

Rothenburg

⑩ 薬局を示すすかし細工の看板



⑩



⑪

Ingolstadt

⑪ ドイツ医史学博物館、庭は薬草園

『千金方』卷第 1, 処方第 5 に引用された『神農本草經』と 『藥對』の文章に関する検討

遠藤次郎^{*1}, 中村輝子^{*1}, 八巻英彦^{*2}, 宮本浩和^{*1}

Studies of the Fifth Section in the Introduction of the *Qian jin yao fang* —Writings Quoted from the *Shen nong ben cao jing* and the *Yao dui*—

Jiro ENDO,^{*1} Teruko NAKAMURA,^{*1} Hidehiko YAMAKI^{*2} and Hirokazu MIYAMOTO^{*1}

(1993年1月26日受理)

中国伝統医学が仏教医学をどのように受容してきたかを研究する過程で『千金方』卷第1序例、処方第5（以下序例第5と略す）を検討する機会を得た。「序例第5」は、①『神農本草經』の序例の一文、②「雷公云」からはじまる文、③「藥對曰」からはじまる文、の3つから構成されている。このうち③に関してはすでに後藤により検討がなされ、これが『張苗藥對』の文章であろうと結論づけている¹⁾。①と②に関してはこれまで注目されることなく、十分な検討がなされていない。著者らは①と②が直接に仏教医学の影響を受けていることに気付き、これをもとに「序例第5」全体を検討した。その結果、①、②、③は相互に密接な関連を持ち、これらが『雷公集注神農本草』と『雷公藥對』の総論に相当する文であるという結論に達した。『雷公集注神農本草』は陶弘景が『神農本草經』をつくる際の底本としたといわれているが²⁾、どのような内容であったのか明らかにされていない。また、『雷公藥對』の各論の部分（七

情合和）は今日に伝えられているが、総論は伝えられていない。したがって、本報で得た結論は『雷公集注神農本草』及び『雷公藥對』の総論の一部を明らかにしたことになる。

以下に示す「序例第5」の記述³⁾は3つの節に分かれる。

① 夫療寒以熱藥，療熱以寒藥，飲食不消以吐下藥，鬼注蟲毒以蟲毒藥，癰腫瘡瘤以瘡瘤藥，風濕以風濕藥，（風勞氣冷）各隨其所宜。

② 雷公云，藥有三品，病有三階，藥有甘苦，輕重不同，病有新久，寒溫亦異，重熱，膩酢醣，藥石并飲食等，於風病為治，余病非對，輕冷，甘苦淡，藥草石飲食等，於熱病為治，余病非對，輕熱，辛苦淡，藥物飲食等，於冷病為治，余病非對，其大綱略顯其源流，目余觀狀可知，臨事制宜，當識斯要。

③（藥對曰）夫（衆病積聚皆起於虛），虛生百病，積者五藏之所積，聚者六腑之所聚，如斯等疾，多從旧方，不改增損。虛而勞者其弊万端，宜應隨病增減。古之善為医者，自審

*1 東京理科大学薬学部 Science University of Tokyo, Faculty of Pharmaceutical Sciences. 12, Ichigaya Funagawara-machi Shinjuku-ku, Tokyo 162.

*2 香栄興業株式会社 Koei Perfumery Co., Ltd. Kanda-Awajicho, Chiyoda-ku, Tokyo 101.

採薬，料其早晚，必是其早則藥氣未成，如其晚也則盛勢已歇，今人為醫則不然也，又不知冷熱消息多少，其相採取，用以為藥，徒有療病之名，永無必愈之心，實將不惑哉，聊復審其冷熱，記增損之主耳。

虛勞而苦頭痛復熱，加枸杞，萎蕤。虛而欲吐，加入參一以下，虛而○○が20例続く⁴⁾諸藥無有歷體冷熱的相主對，聊叙增損之一隅，夫処方者宜準此。

仏教医学の直接的な影響がみられる②を最初に検討し，次に①を，最後に③を検討したい。

1. ②の検討

②の記述の大部分は大乗仏典の『大智度論』の中にみられる⁵⁾。両者の記述は極めてよく似ており（表1），直接的な関連性を認めることができる。内容はアユルヴェーダ（インド伝統医学）のトリドーシャ学説をふまえた仏教医学である。『大智度論』を書いたナーガールジュナ（竜樹）は紀元2世紀の仏教学者であることから，表1の内容は紀元2世紀頃のアユルヴェーダの学説とみてよいであろう⁶⁾。紀元2世紀といえば，ちょうどアユルヴェーダ医学の1つの頂点をなす時期でもある。すなわち，チャラカサンヒータ等がその頃まとめられている。したがって，表1の説は今日みる『チャラカサンヒータ』の所説とも共通する部分が多い。一方，ナーガールジュナの仏説を中国に『大智度論』として翻訳，紹介したのは鳩摩羅什（クマーラジーヴァ）であり，405年にこの翻訳を完成させている⁷⁾。したがって，中国の医家が表1の説を見ることができたのはこの年以降ということになる。ただし，ここで，表1の説が『大智度論』を経由しないで中国に伝播した可能性も一応考えておかなければならない。著者らは以下の理由によりその可能性が低いと判断している。トリドーシャ学説は仏典のそこそこに見出される。この3つのドーシャ（バータ，ピッタ，カバ）の翻訳のされ方を見ると，時代的に，また，流派により一定の傾向がみられる。たとえば，後漢から西晋の

表1 『千金方』序例第5に「雷公云」として引用されている『大智度論』

未宋改『千金方』	『大智度論』
1. 重 熱	重 熱
膩酢醸	膩酢醸
藥石并飲食等	藥草飲食等
於風病為治	於風病中名為藥
余病非對	於余病非藥
2. 軽 冷	輕 冷
甘苦渋	甘苦渋
藥草石飲食等	藥草飲食等
於熱病為治	於熱病(中) ^{a)} 名為藥
余病非對	於余病非藥
3. 輕 熱	輕 熱 ^{b)}
辛苦淡	辛苦淡
藥物飲食等	藥草飲食等
於冷病為治	於冷病中名為藥
余病非對	於余病非藥

^{a)}「中」を補った。

^{b)}原文は「輕辛苦淡熱」となっている。「輕熱辛苦淡」を訂正した。

時代までは風，熱，寒と訳され，唐以後は風，黃熱，痰癰などと訳される。東晉の時代の鳩摩羅什の翻訳（401～409年）⁸⁾は經律論の三蔵の広範囲に，かつ，数多くなされているが，規準をもうけているために訳語は一定している。彼は3つのドーシャを「風熱寒」⁹⁾，あるいは「風熱冷」と翻訳している。仏典翻訳の長い歴史からみると，トリドーシャが「風熱冷」と訳される期間は短い。たとえば，曇無讐によって翻訳された『金光明經』（412～421年）は，『大智度論』が翻訳されてから20年も経ていないが，「風熱水」と訳されている¹⁰⁾。このように見ると，「風熱冷」と訳されている②の由来はかなり限定され，『大智度論』をそのまま引用したか，または孫引きしたと考えるのが妥当であろう。

次に，『大智度論』とは直接関連していない残りの②の記述を検討したい。「藥に三品あり，病に三階あり」というはじめの記述は，3つのドーシャの病とそれらに相応する3段階の薬を意味することは明らかであるが，この記述は『神農本草』¹¹⁾の三品分類（上品，中品，下品）を意識しており，三品分類とは別な3つの薬の分類方法があることを紹介し

ようとしたとみられる。

「雷公云」とあるところから、ここでは②を雷公の説として扱っている。雷公は神話上の人物で、いろいろな所に顔を出しが、②で『神農本草』の三品分類と対比させようとしている点、ならびに、『神農本草』の序文の①に続いていることから、経籍志の中にある『雷公集注神農本草』の雷公とするのが妥当であろう。したがって、②は『雷公集注神農本草』の雷公の注ということになる。

『雷公集注神農本草』は陶弘景が底本とした本であり、弘景以前に存在していた。したがって、この書物の成立年代は『大智度論』が訳された405年から弘景（500年）¹²⁾までの間と考えてよいであろう。

2. ①の検討

①は『神農本草經』の序例の中の一文である。ただし、ここで注目したいのは、未宋改『千金方』（宋の儒者達が手を加える以前の旧態を残している『千金方』）にはないが、宋改『千金方』（宋の儒者達が校正した『千金方』）では「風勞氣冷」の4文字が末尾近くに付け加えられている点である。すなわち、林億らが校正するときに参考にした一本には「風勞氣冷」の4文字があったことになる。この「風勞氣冷」は仏教医学の四大不調説とみられる。四大不調の4つの要素も3つのドーシャと同じく翻訳のされ方が一定していない。たとえば、『千金方』卷27、調氣法では『凡百病不離五藏、五藏各有八十一種疾、冷、熱、風、氣、計成四百四病』と述べ、冷、熱、風、氣をあげている。この他「風、虛、勞、冷」¹³⁾や「勞、風、冷、熱」¹⁴⁾をあげる例もみられる。これらの例を参考にすると、①の「風勞氣冷」も四大不調説とみて間違いない。

四大不調説を『神農本草』の文に加えた理由は①の内容から次のように理解することができる。『神農本草』では「寒には熱薬を」、「飲食不消には吐下薬を」といった一般法則を論じているが、各々の病は外感病や積聚の病に属するものばかりで虚勞の病に対する法則が欠けている。そこで仏教医学の四大不調

説を導入し、その不足部分を補おうとした。さらに、②と③で「風勞氣冷」の説を具体的に展開したと推定される。なお、①の四大調説と②のトリドーシャ学説は基源を同じくするものであり、前者は仏教医学で、後者はアユルヴェーダ医学で主に展開されているが、相互に関連した説である。

以上明らかにしたように、「風勞氣冷」は②の仏教医学の説と呼応するので②と同じく雷公の注であり、①の記述も②と同様『雷公集注神農本草』の一文と考えられる。

3. ③の検討

③のはじめに「藥對曰」とある。この文字は未宋改『千金方』にはないので、宋の儒者達が校正するときにつけて加えたものである。一方、『嘉祐本草』の中で、宋の儒者達は徐之才『藥對』の文であるとして③を引用している¹⁵⁾。したがって、③の「藥對曰」は徐之才の『藥對』を指すと考えられがちである。しかしながら、未宋改『千金方』と宋改『千金方』を全般的に比較してみると、宋の儒者達は自分達が校正した時に参照した本を「○○曰」として書き加えることはしていない。したがって、宋の儒者達の参照した徐之才の『藥對』に「藥對曰、夫衆病…」と書かれていたと見るのが妥当であろう。このような例を『千金方』の他の箇所で確認することができ、この見方を裏付ける¹⁶⁾。

この立場から「藥對曰」を再考すると、徐之才が自分の『藥對』の中で先輩の『藥對』を引用したことになる。徐之才以前の薬對として、『雷公藥對』、『桐君藥對』、『張苗藥對』が知られている。経籍志に徐之才が手を加えた『雷公藥對』（『徐之才雷公藥對二卷』）があつたことが知られているので、「藥對曰」は『雷公藥對』である可能性が極めて高い。これより、③は『雷公藥對』の一部分ということになる。

ここで『雷公藥對』（③の引用文）と『雷公集注神農本草』（①、②の引用文）との関係について一瞥しておきたい。陶弘景が底本とした『雷公集注神農本草』にはすでに『雷公

『薬対』と同じ内容の七情合和（畏惡）の文が記されていたことが知られている¹⁷⁾。③の内容は以下において検討するが、①や②と不分離の関係にあることがわかる。このことからも両書が緊密な関係にあったことが窺われる¹⁸⁾。両書は同一人物の手になるものであろう。

③のはじめの部分の内容を理解するにはある程度の補足が必要である。「虚は百病（積聚と衆病）を生じる。このうち、積聚の病はこれを取り除けばよいだけなので、これまでの古い処方のやり方でこと足りる。しかし、虚損のひどい病は体に調和をとらせる力がないので、あらわれる症状は千変万化（衆病）である。ことに虚勞からくる複雑な冷熱の症状を呈することが多い。これらの症状を治すためには、冷熱の症状に合わせたこまかい去加方（増損）が必要となる」として去加方の具体的な例を挙げている。

以上の内容を①や②と比較してみたい。③の見方は、積聚に関する治方の原則はこれまでの書物にみられるが、虚勞に関する法則がないという①の見方と共通している。②では、3つのドーザの薬を冷熱で分類している（重熱、軽冷、軽熱）。この冷熱による薬の分類は③の虚勞の冷熱の症状に対応している。②では、風病の薬は風病にのみ用い、他の熱病や冷病に対しては用いない（「余病非対」）という見方をしている。これに対して、③では、積聚の対応ならそれでもよいが、虚損の病になると冷熱が入り交じるから、もっと複雑な去加方が必要となることを述べている。②と③の内容は対立的、相補的な関係にある。これらのことから、③の内容は①や②と不可分の関係にあることがわかる。

最後に、①～③で仏教医学を導入した動機についてふれておきたい。百病方、万病方¹⁹⁾などの例からもわかるように、「虚が百病を生じる」という③の見方は、精氣の虚損の病を重要視する道家の病理観（導引、房中術も含む）に近い²⁰⁾。ただし、導家の医学には虚損からおこる冷熱症をこまかく論じられる程の体系を持っていない²¹⁾。このため、外来の

仏教医学を導入したのであろう。道教が仏教をとり込みながら宗教として確立していった歴史を考え合わせるならば²²⁾、この場合の仏教医学の導入も道教を介しておこなわれたとみるのが妥当であろう。

摘要

『千金方』序例第5に引用された『神農本草經』と『薬対』について検討し、以下の結果を得た。

- 1) 序例第5に引用されている『神農本草經』の文は『雷公集注神農本草』の一文とみられる。
- 2) 「雷公云」ではじまる文章は『雷公集注神農本草』の雷公の注であろう。
- 3) 「薬対曰」ではじまる文章は『雷公薬対』の総論の一部と考えられる。
- 4) 『雷公集注神農本草』は直接的に、『雷公薬対』は間接的に、仏教医学の影響を受けている。
- 5) 『大智度論』（405年）を引用しているところから、『雷公集注神農本草』の成立年代は405年から500年頃（陶弘景）までの間と考えられる。

謝辞

文献調査に際して御便宜をはかけて頂いた麗澤大学図書館に厚く御礼申し上げます。

参考文献および注

- 1) 後藤志朗：薬史学雑誌，12，15（1977）。
- 2) 岡西為人：本草概説，創元社，大阪，p. 46（1977）。
- 3) 『新雕孫真人千金方』（未宋改本），東洋医学善本叢書12，オリエント出版社，大阪，pp. 26-28（1989）を底本とし、不足部分を『眞本千金方』（未宋改本）pp. 36-41（同叢書）で補った。括弧内は、『備急千金要方』（宋改本），人民衛生出版社，北京，pp. 4-5（1982）によった。
- 4) 薬性論（唐，甄立言撰，嘉祐本草所引）で「虚而○○」の説を引用している。これにより③の内容を補完することができる。たとえば、「虚而羸，加牛膝，薯蕷」の文があった

- ことが予想できる。
- 5) 大智度論、卷第1 (『大正新脩大藏經』、第25卷、60頁上段) の「善対治法」の議論の中にある。
 - 6) ナーガールジュナがスチュルタ・サンヒターのウッタラ・タントラと呼ぶ補遺篇を書いたともいわれている (P. クトムビア著 (幡井等訳): 古代インド医学、出版科学総合研究所、東京、p. 53 (1980))。
 - 7) 「初品34巻はそのまま訳し、2品以下は要略した」(大智度論の論後の附記)とある。表1の訳文は龍樹の原文をその通り訳したものであることがわかる。
 - 8) 鳩摩羅什 (305-409年) は401年に長安に入つてから逝去するまでの間、翻訳に専心している。
 - 9) 思惟略要法 (『大藏經』、第15巻、p. 297、下段)。
 - 10) 金光明經 (『大藏經』、第16巻、p. 351、下段) で「風、熱、水過肺病」とも訳されている。
 - 11) 本報では、陶弘景のまとめたものを『神農本草經』、弘景以前のものを『神農本草』と記す。
 - 12) 『神農本草經』3巻は、弘景が492年に隠居してから、500年に『肘後百一方』を書く8年の間の所作といわれている (文献2), pp. 47-48)。
 - 13) 『千金翼方』、12、第2、杏人酥。
 - 14) 『十誦律』、卷第51 (大藏經 23巻 p. 371、中段)。
 - 15) 序例の中に「臣禹錫等謹按徐之才藥對…」として「夫衆病積聚…」の文を引用している。
 - 16) 『千金方』、28、第14 (宋改本) に「扁鵲曰、夫相死脈之氣…」の文がある。これは、王叔和脈經、卷5第5の「扁鵲曰、夫相死脈之氣…」を参照して補完したものである。
 - 17) 文献2) p. 38.
 - 18) 『千金方』に徐之才藥對の引用がないところから、孫思邈はこの本を見ていない。また、本草の引用は陶弘景の集注本草を使っている
- ので、雷公集注神農本草を直接に見た可能性は低い。孫思邈は①、②、③とも雷公藥對の総論を引用した可能性が高い。雷公藥對の総論に雷公集注神農本草の一部が引かれていたのであろう。
- 19) 「餌雲母水方、療万病」「鐘乳散、治虛羸…百病方」(『千金方』、27、6) など。
 - 20) 虚実の見方は経方家の間でも古くからおこなわれていたが、「虚は百病のもと」とする見方は仏教医学あるいは道家のものである。仏教医学にも不老長生の部門 (Rasāyana) が古くからある。
 - 21) 虚損の病に対して、「六極」といった体系をもっているが、高度な展開がみられない (遠藤次郎、中村輝子: 日本東洋医学雑誌、42, 4 (1992))。
 - 22) 福井康順ら: 道教、第一巻、道教とは何か、平河出版社、東京 (1985)。

Summary

The fifth section in the introduction of the *Qian jin yao fang* 千金要方 is composed of three paragraphs. The first paragraph is the same as that of the *Shen nong ben cao jing* 神農本草經. The second and the third ones begin with the sentences of “*Lei gong* 雷公 says…” and “*Yao dui* 藥對 says…” respectively. We inquired into the origin of these three paragraphs. As a result of our investigation, we inferred that the first and the second paragraphs were part of the writings of the *Lei gong ji zhu shen nong ben cao* 雷公集注神農本草 and that the third one was part of the *Lei gong yao dui* 雷公藥對. We also pointed out that the substance of these paragraphs was influenced directly and indirectly by Buddhist medicine.

『肥後国之内熊本領產物帳』所載の薬用植物の研究（第1報） 木類に由来する薬用植物^{*1}

浜田善利^{*2}

Studies on the Medicinal Plant in the "Sambutsu-cho" of
Higo Province Possessed by the Kumamoto Clan (I)
On the Medicinal Trees^{*1}

Toshiyuki HAMADA^{*2}

(1993年4月12日受理)

これまでに『豊後国之内熊本領產物帳』に収録されている木類¹⁾と草類²⁾の中の薬用植物を調査して、その結果を報告した。本報は、『豊後国之内熊本領產物帳』と対になって、享保20年（1735）に提出された『肥後国之内熊本領產物帳』について、同書に収録されている木類の中の薬用植物を調査したものである。

1. 『肥後国之内熊本領產物帳』

原本は熊本大学付属図書館に寄託されている永青文庫に入っている。本研究の底本には、科学書院発行の『享保元文諸国産物帳集成』第13巻³⁾を用いた。

2. 肥後国之内熊本領の範囲

肥後国之内熊本領の範囲は現在の熊本県そのものではなくて、熊本県から、当時は天領であった五家荘（八代郡泉村内）と天草（本渡市、牛深市、天草郡）が除外され、さらに相良藩が領有した人吉、球磨地方を除いた地域である。

肥後では当時は手永と呼ばれる行政区域があった。手永とは、郡と村の中間に位置するものであり、手永の長が惣庄屋であった。幕末には手永の数は47あった。各郡内の手永は次のようにあった。

飽田郡：五町、池田、横手、錢塘

託摩郡：本庄、田迎

山本郡：正院

合志郡：竹迫、大津

菊池郡：深川、河原

山鹿郡：中村、山鹿

玉名郡：内田、小田、中富、関、荒尾、坂下

宇土郡：松山、郡浦

上益城郡：鰐、沼山津、甲佐、木倉、矢部

下益城郡：杉島、廻江、河江、中山、砥用

八代郡：高田、種山、野津

芦北郡：田浦、津奈木、佐敷、湯浦、水俣、久木野

阿蘇郡：内牧、坂梨、布田、高梨、菅尾、野尻、北里

これを現在の郡市名と対照すると、次のよ

*1 日本薬学会第113年会（1993年3月、大阪）にて発表。

*2 熊本工業大学 Kumamoto Institute of Technology. 4-22-1, Ikeda, Kumamoto 860.



図 1 表 紙

うである。

熊本市：熊本府，飽田郡，託摩郡，合志郡，上益城郡

八代市：八代郡，芦北郡

荒尾市：玉名郡

水俣市：芦北郡

玉名市：玉名郡

山鹿市：山鹿郡

菊池市：菊池郡

宇土市：宇土郡，飽田郡，下益城郡

飽託郡：飽田郡

宇土郡：宇土郡

下益城郡：下益城郡，飽田郡

玉名郡：玉名郡

鹿本郡：山鹿郡，山本郡，玉名郡，菊池郡

菊池郡：菊池郡，合志郡，上益城郡，阿蘇郡

阿蘇郡：阿蘇郡，合志郡，上益城郡

上益城郡：上益城郡，阿蘇郡

八代郡：八代郡，芦北郡

芦北郡：芦北郡



図 2 木類の第 1 ページ

3. 木類の種類と名称

木類の部には、全部で 150 点の名称が記録されている。このすべての名称から、植物の種類を考定するにあたっては、『西山採集薬品物』⁴⁾、『阿蘇採集薬品物』⁴⁾、『大和本草』⁵⁾、『和漢三才図会』⁶⁾、『本草綱目啓蒙』⁷⁾、『牧野日本植物図鑑』⁸⁾、『日本国語大辞典』⁹⁾、『熊本県植物誌』¹⁰⁾などを参考にした。種類が判明した109種、121点（12点は重複品）を分類順に整理すると、次のようになる。和名の次の（ ）内が原本の表記であり、漢字と片仮名を併記したものは、片仮名の方がルビである。

(1) 合弁花類

スイカズラ科

ゴマギ（ごまき）

ツクシヤブツギ（たにうつぎ）

テマリバナ（粉団花、テマリハナ）

ニワトコ（接骨木、タズ）

ヤブデマリ（聚八仙、ヤブテマリクハ）

アカネ科

クチナシ（梔子）

ゴマノハグサ科

キリ（桐）

クマツヅラ科	ツバキ (椿)
ハマゴウ (蔓荊子, ハマボウ)	ヒサカキ (榦)
ムラサキ科	モッコク (もっこく)
チシャノキ (ちしゃ)	ヤブツバキ (山椿, サンチン)
モクセイ科	アオギリ科
ネズミモチ (女貞, ネズミモチ)	アオギリ (梧桐, アヲニヨロリ)
トネリコ (秦皮, トネリコ)	アオイ科
モクセイ (木犀)	フヨウ (ふよふ)
レンギョウ (連翹)	ムクゲ (木槿, ムクゲ)
エゴノキ科	シナノキ科
アサガラ (谷あさ)	ボダイジュ (菩提樹)
エゴノキ (こやす)	ムクロジ科
＝エゴノキ (やまちさ)	ムクロジ (木樓子)
ハイノキ科	トチノキ科
クロキ (黒木)	トチノキ (とち)
ハイノキ (いのこしば)	カエデ科
ヤブコウジ科	イロハモミジ (楓)
ヤブコウジ (藪こうじ)	＝イロハモミジ (かいで)
ツツジ科	ミツバウツギ科
アセビ (よしび)	ゴンズイ (ごんずい)
サツキ (躄躅, ツツジ)	ニシキギ科
シャシャンボ (しゃせぶ)	ニシキギ (鬼箭, ニシキギ)
＝シャシャンボ (かすおしみ)	マサキ (玉椿)
ツクシシャクナゲ (石南花, シャクナ ンゲ)	マユミ (檀, マヨミ)
(2) 離弁花類	モチノキ科
ミズキ科	アオハダ (にが木)
アオキ (いぶし)	ウメモドキ (賽珊瑚, ウメモドキ)
ミズキ (みづし)	タラヨウ (多羅葉, タラヤウ)
ウコギ科	＝タラヨウ (のこぎり)
ヤツデ (やつで)	ナナメノキ (細葉冬青, ナモメ)
ミソハギ科	モチノキ (もちの木)
サルスベリ (百日紅)	ウルシ科
グミ科	ウルシ (うるし)
ナワシログミ (胡頬子, グミ)	ヌルデ (五倍子, ふし)
ジンチョウウゲ科	＝ヌルデ (きだす)
ジンチョウウゲ (瑞香, リンチャウ)	＝ヌルデ (ぬりでのき)
オトギリソウ科	ハゼノキ (黃櫨, ハゼ)
ビヨウヤナギ (金絲桃, ビヤウノヤナ ギ)	トウダイグサ科
ツバキ科	アブラギリ (あぶらせん)
サザンカ (姫椿)	ユヅリハ (つるの木)
＝サザンカ (山茶花)	センダン科
	センダン (梅檀)
	ミカン科

カラタチ (臭橘, ゲズ)	ケヤキ (櫻, ケヤキ)
キハダ (黄柏, ワウハク)	ブナ科
=キハダ (木わだ)	カシワ (柏)
ミヤマシキミ (深山檜, ミヤマシキミ)	クヌギ (槲, クヌキ)
マメ科	コナラ (はさこ)
エンジュ (槐)	ブナ (ぶな)
ネムノキ (合歛, ネムリノキ)	カバノキ科
バラ科	クマシデ (おものき)
カイドウ (海棠, カイドウ)	ヤナギ科
カナメモチ (かなめ)	ヤマヤナギ (柳)
ナナカマド (七竈)	=ヤマヤナギ (柳) (重出)
ノイバラ (薔薇, ショウビン)	センリョウ科
ボケ (木瓜)	センリョウ (せんりやう)
ヤマザクラ (桜)	(3) 单子葉類
ヤマブキ (棣棠花, ヤマブキ)	ヤシ科
トベラ科	シュロ (栟櫚)
トベラ (とべら)	(4) 裸子植物
マンサク科	ヒノキ科
イスノキ (蚊子樹, コスノキ)	アスナロ (あすなろう)
ユキノシタ科	コノテガシワ (側柏葉, コノテカシハ)
アジサイ (紫陽花)	=コノテガシワ (はりき)
クスノキ科	サワラ (さわら)
カゴノキ (かごの木)	ヒノキ (桧)
カナクギノキ (こうはり)	ヒムロ (ひむろ)
クスノキ (楠)	スギ科
ケクロモジ (黒茂枝)	スギ (杉)
タブノキ (栎)	マツ科
ニッケイ (肉桂)	アカマツ (松)
ヤブニッケイ (こが)	ツガ (栴)
モクレン科	モミ (樅)
コブシ (辛夷, コブシ)	イヌガヤ科
シキミ (莽草, シキミ)	イヌガヤ (へぼ)
ホオノキ (ほうの木)	マキ科
モクレン (木蓮花, モクレンゲ)	イヌマキ (蘿漢樹)
メギ科	=イヌマキ (まき)
ナンテン (南天)	=イヌマキ (一ツ葉)
カツラ科	ナギ (なぎ)
カツラ (桂)	ソテツ科
クワ科	ソテツ (鳳尾蕉, ソテツ)
イヌビワ (うしのひたい)	
クワ (ほんくわ)	
ニレ科	4. 薬用植物
アキニレ (榆)	木類の中で、薬用植物と考えられる種類を 選別した。そのためには、どれが薬用植物で

あるかを決定しなければならないが、その基準として、本報では、『広川薬用植物大事典』¹¹⁾に名称があげられているものを、薬用植物とした。特殊な民間薬や、中国で薬用に供する種類の中で、この大事典に収録されていないものは、本報では薬用植物の範囲に入っていない。これは統計を取るために便宜上とった処置であって、ここにあげたもの以外は薬用植物ではないということには、必ずしもならないことを断つておく。

(1) 合弁花類

- スイカズラ科：ニワトコ
- アカネ科：クチナシ
- ゴマノハグサ科：キリ
- クマツヅラ科：ハマゴウ
- モクセイ科：ネズミモチ、トネリコ、レンギョウ
- エゴノキ科：エゴノキ
- ハイノキ科：ハイノキ
- ヤブコウジ科：ヤブコウジ
- ツツジ科：アセビ、ツクシシャクナゲ

(2) 離弁花類

- ミズキ科：アオキ
- ウコギ科：ヤツデ
- グミ科：ナワシログミ
- ツバキ科：サザンカ、ツバキ
- アオギリ科：アオギリ
- アオイ科：ムクゲ
- シナノキ科：ボダイジュ
- ムクロジ科：ムクロジ
- トチノキ科：トチノキ
- ニシキギ科：ニシキギ、マサキ、マユミ
- モチノキ科：タラヨウ、ナナメノキ、モチノキ
- ウルシ科：ウルシ、ヌルデ、ハゼノキ
- トウダイグサ科：アブラギリ、ニヅリハ
- センダン科：センダン
- ミカン科：カラタチ、キハダ、ミヤマシキミ
- マメ科：エンジュ、ネムノキ
- バラ科：ナナカマド、ノイバラ、ボケ
- トペラ科：トペラ
- ユキノシタ科：アジサイ

クスノキ科：クスノキ、ケクロモジ、タブノキ、ニッケイ、ヤブニッケイ
モクレン科：コブシ、シキミ、ホオノキ
メギ科：ナンテン

クワ科：クワ

ブナ科：カシワ、クヌギ、コナラ

(3) 単子葉類

ヤシ科：シュロ

(4) 裸子植物

ヒノキ科：アスナロ、コノテガシワ、サワラ、ヒノキ
スギ科：スギ
マツ科：アカマツ、ツガ
イヌガヤ科：イヌガヤ
ソテツ科：ソテツ

5. 不明種

産物帳に記載された名称から、種類が判別できなかったものは、次の29点である。木類に関する本書の全容を示すために、列記して考証を加えておく。

あまがうり 不明.

いしつき 不明.

いそくろ いそくろぎはニシキギのことだが、不明.

江戸むらさき コムラサキか、[註書524頁]
不明.

かいぢ 不明.

からす梅 烏梅は生薬名だが、註書による
とウメとは異なる [註書525頁]. 不明.

きばす 不明.

草ぼう 不明.

そばの木 不明.

だいぎ 不明.

谷ふさぎ サワフタギか、不明.

つゑ 不明.

ところくす ところづらはオニドコロだが、
不明.

とちみ 不明.

ねりその木 ねりそ（練麻）はものを束ね
るのに用いる. Moraceae か、不明.

はいから 不明.

はぼろし センニンソウか、不明.

ひめちやう [註書525頁] 不明.
びゃくし 白芷は草である。ビャクシンか,
不明。
白檀 ビャクダンとは思われない, 不明.
へな 不明.
まかせ 不明.
まんていし 不明.
味噌おしみ ミソナオシか, 不明.
みつせ 不明.
みつまき 不明.
山すみら 不明.
山たで *Polygonum* か, 不明.
よきとき 不明.

6. 結果および考察

以上で検討した結果をまとめると, 種類が判明した109種の中で, 薬用植物は67種であった。これは61%にあたる。

産物帳の性格から考えると, 植物の名称に関する次のようなことが考えられる。

(1) 産物帳は短時日の間に仕上げたために, 各地方から報告された植物名を整理や統一をすることなく, 筆記していったようである。ただし, 木類の中でも, かずらは最後にまとめてある。

(2) 植物名は, 漢字表記と方言名が共に出ている。それは丹羽正伯のいかのような呼び名でも書き出すようにという指示によるものである。ここに収載された植物の種類の統計をとるときは, 本書のそのような性格を考慮して, 種類の重複する名称を整理しないと正しい数が出てこないであろう。

(3) 記録されている種類は, 何らかの意味で人々の生活に関係のあるものが多いようである。ごく普通の雑木よりも, 有用植物をあげているように思われる。

(4) 特に薬用に関しては, 接骨木, 梶子, 蔓荊子, 女貞, 秦皮, 連翹, 胡蘿蔔, 木槿, 五倍子, 黃柏, 合歡, 紫陽花, 肉桂, 辛夷, 南天, 側柏葉といった薬用植物名が記されている。

(5) 最後に, 薬用植物が全体の3分の2に近い量をしめているのは, 有用植物の中でも

一般に薬用に関しての知識が多くを占めていたものと考えられよう。

引用文献および注

- 1) 浜田善利: 薬史学雑誌, 27(1), 26-31 (1992).
- 2) 浜田善利: 薬史学雑誌, 27(2), 117-124 (1992).
- 3) 盛永俊太郎, 安田 健, 浜田善利解題: 享保元文諸国産物帳集成, 第13巻, 豊後・肥後, 科学書院, 東京 (1989).
- 4) 山崎正董: 肥後医育史, 鎮西医海時報社, 熊本, p. 214 (1929).
- 5) 貝原益軒, 白井光太郎考証: 大和本草, 有明書房, 東京 (1975復刻).
- 6) 寺島良安: 和漢三才図会, 東京美術, 東京 (1973復刻).
- 7) 小野蘭山, 杉本つとむ編著: 本草綱目啓蒙, 早稲田大学出版部, 東京, 2版 (1974).
- 8) 牧野富太郎: 牧野日本植物図鑑, 北隆館, 東京 (1940).
- 9) 日本大辞典刊行会: 日本国語大辞典, 全20巻, 小学館, 東京 (1972-76).
- 10) 熊本記念植物採集会: 熊本県植物誌, 長崎書店, 熊本 (1969).
- 11) 刈米達夫, 木村康一監修: 広川薬用植物大事典, 広川書店, 東京 (1963初版).

Summary

The Sambutsu-cho (産物帳), a list of the natural products, of the Kumamoto clan in Higo Province was dedicated to the Tokugawa shogunate in 1735. This book had many names of the plants, animals and minerals. In the plant kingdom, there were many names, wild and cultivated, of cereals, vegetables, fruits, trees, bamboos, herbs, seaweeds and mushrooms.

In this report, I studied the species of the trees which were listed up by the Chinese names, Japanese standard and local names. I identified them and found 109 species. Among them, 67 species were medicinal plants. For example, the names of the crude drugs such as, *Gardeniae Fructus*, *Forsythiae Fructus* and *Phellodendri Radix*, were found. The ratio of the medicinal plants was 61%.

日本薬局方に見られた向精神・神経薬の変遷（その6） カノコソウ（缬草）の医薬品としての品種についての知見

柳沢清久^{*1}, 山田光男^{*1}, 松本仁人^{*2}

The Transition of Psychotropic Drugs in Japanese Pharmacopoeia (JP) (Part 6) The Knowledge and Judgment about the Sort as the Medicine on Valerianae Radix

Kiyohisa YANAGISAWA^{*1}, Mitsuo YAMADA^{*1} and Yoshito MATSUMOTO^{*2}

(1993年4月14日受理)

I. はじめに

著者らは、先にわが国の向精神・神経薬の変遷的一面を知る目的で、日本薬局方 (JP)を中心として、臭化カリウム^{1~3)}およびカノコソウ^{4,5)}について、JP I (1886年、明治19)~JP XII (1991年、平成3)に見られた品質・規格・試験法の変遷を検索し、また米国薬局方 (USP)、英國薬局方 (BP)との対比も行った。

今回は、カノコソウ（以下本品）について、明治期から今日に至る、その品種および植木薬草園を含めた一部生産状況などの変遷について、検索したので報告する。

II. カノコソウについての明治以降の関連資料の検索と二、三の知見

1) 明治～大正時代のカノコソウ（缬草）について

幕末の1858年（安政5）の開国に伴って、欧米からの洋薬輸入が盛んになった。その結

果、明治政府（以下政府）は、輸入洋薬の品質を規定するため、1886年（明治19）ドイツ、スイス、オランダなどの薬局方を参考にして、初版日本薬局方 (JP I) を制定した^{6,7)}。

JP I 公布前の1875年（明治8），在日オランダの薬学者、A. J. C. Geerts は、「日本薬局方蘭文草案」の作成に着手した。この中に本品およびその製剤4品目が記載されていた⁸⁾。

そして本品について、歐州産、*Valeriana officinalis* Linné と同効薬の国産品として、当時その変種と考えられていた、1) *Valeriana officinalis* Linné, var. *angustifolia* Miquel., 2) *Valeriana officinalis* Linné, var. *latifolia* Miquel. を基本植物とした本邦産を掲げていた⁹⁾。このことは、前報^{4,5)}で報告したように、明治初期に、わが国では、本品の輸入品だけではなく、国産生薬が医薬品として、ともに流通していたことを示唆する。JP I では、本品の本邦産は収載されなかった¹⁰⁾が、JP II では、本邦産が歐州産の同効薬として追加収載された¹¹⁾。このことは、

*1 日本薬史学会 The Japanese Society of History of Pharmacy.

*2 東日本学園大学歯学部 Higashi Nippon Gakuen University, School of Dentistry. Ishikari-Tobetsu, Hokkaido 061-02.

政府が輸入洋薬と同効の国産品を利用するため、局方収載品についての調査検討を、常に行っていた¹²⁾ことを物語るものといえよう。

一方、1883年（明治16）文部省は、幕府の御薬園であった小石川御薬園を、薬草試植園に転用した。これは、1885年（明治18）に、内務省衛生局東京試験所の附属と変わり、ここでは、薬草栽培収穫法を研究し、栽培者の指導にあたった¹³⁾。そして現在は、東京大学理学部附属植物園となっている。本品については、1884年（明治17）この薬草試植園が、種子をドイツから購求して、播種栽培試験を行い¹⁴⁾、欧州産と本邦産の比較検討もされた。精油含量は、本邦産の方が高いことが判明したようである。なお、1887年（明治20）政府は、本品をはじめ10種の薬草の栽培および収穫法などを官報に収載し、指導奨励した¹⁵⁾。

1918年（大正7）政府は、第一次大戦の勃発による輸入医薬品欠乏への対策に努め、輸入生薬については、国内自給の方針をとり、埼玉県に、薬草調査会を設置し、埼玉県柏壁町（当時）の私設薬草園を依託圃場とし、栽培調査を行った^{13, 15)}。1922年（大正11）この施設は、内務省衛生局東京試験所管の薬用植物栽培試験圃場として国営化されることになった。ここでは、外国生薬の試作、国内自生の薬用植物の試植栽培法を研究し、また一部輸入生薬の欠乏に対する補給助成も行った。こうして薬用植物栽培の気運が高まり、全国に普及していった。本品は、1918年（大正7）中南埼玉郡柏壁町（当時）およびその付近での内務省の試植地に試植栽培されたとの記録もある^{13, 15)}。なお、この試験所は、現在茨城県筑波市へ移転している。

2) 大正～昭和前期の植木薬草園でのカノコソウの栽培状況についての知見

第一次大戦の勃発による輸入生薬の欠乏に対処して、政府は、国内自生の薬用植物の栽培を奨励した¹³⁾。これに伴い、JP IV, 1920年（大正9）では、本品について、従来の欧州産 *Valeriana officinalis* Linné の同効薬として、国内自生の *Valeriana officinalis* Linné, var. *latifolia* Miquel を基本植物と

する本邦産を収載した¹⁶⁾。

こうした動向の一つに、当時の神奈川県内の植木薬草園の事例がある。

著者らは、国立衛生試験所生薬部から提供された植木萬作著『野生薬採取鑑』（1933年、昭和8）¹⁷⁾に基づき、今回（平成4年8月29日），当時の薬草園の一つ、神奈川県足柄上郡中井村井之口に位置する植木薬草園遺跡を訪問し、当時、実際に栽培作業を担当されていた古谷新之助氏に、当時の本品の栽培状況について伺った。

古谷新之助氏によれば、植木萬作著『野生薬採取鑑』にあるように、本品は、1反歩（10アール）当たり、ほぼ、生根で、300～400貫、乾燥品としては、70～80貫程度が得られたそうである。出荷価格が第一次大戦まで100斤15円位だったものが、第一次大戦中は100斤150円から200円以上と非常に高価となり、大阪、東京では、100斤300円まで価格が急騰した。仮に最低価100斤を30円と見なしても、乾燥品80貫（1反歩につき）150円の収益は容易であったという。したがって本品は、薬草栽培中最も収益のある有利な栽培作物であり、畑地に栽培するときは、他の農作物よりもきわめて収益力の高い栽培作物であったといえよう¹⁷⁾。

既述のように、政府は、第一次大戦の勃発による輸入医薬品欠乏への対策に努め、輸入生薬については、できるだけ国内で自給する方針を選んだ¹³⁾。特に本品は、本邦産が欧州産よりも精油含量が高いため、ドイツへ輸出されるなど、世界的に高く評価されるようになっていった^{18, 19)}ので、需要も多くなり、第一次大戦時には、その価格が急騰した¹⁷⁾のであろう。

一方、その後に、神奈川県をはじめとする各地の農家も、副業として、本品のような収益力の高い薬草を栽培することに着目することになった。

当薬草園で、本品の栽培が開始されたのは、明治末期頃からで、その全盛期は、1939～1940年（昭和14～15年）頃であったという。その全盛期には、年間最高の10万斤の収量を

達成した。その出荷先は、当薬草園の収量の約6割が神戸のウイクレル商会、約3～4割が横浜の長岡商会を通じて輸出された由である。

なお、当薬草園では、本品以外にサフラン、トウキ、センキュウなどの薬草の栽培も行っていたが、サフランも、既に農業の副業として、栽培が行われており、当時、最も利益のある薬草の1つとして知られていた。それは、本品の栽培開始前の1890年（明治中期）頃から栽培されていたが、連作による土壤の疲労、土壤菌による腐敗病の発生、しかもその完全な予防法がなかったなどの理由から、1912年（大正初期）頃に、その栽培は停止したという。

1939年（昭和14）、第二次大戦の契機となった欧州での戦争勃発の頃から、わが国も戦時体制に移行し、植木薬草園のみならず全国各地で、薬草栽培は全面的に食料生産に切り変えられた。このため明治以来の国内における本品の栽培は、大きく後退した。

3) JPに見られたカノコソウ、およびエゾカノコソウの原植物の学名の変遷

A. J. C. Geerts の『日本薬局方蘭文草案』（1875年）、およびJP I～VIII収載の本品の本邦産の基本植物の学名、すなわち、1) *Valeriana officinalis* Linné, var. *angustifolia* Miquel., 2) *Valeriana officinalis* Linné, var. *latifolia* Miquel. の両者は、ともに欧州産の基本植物の *Valeriana officinalis* Linné の変種として命名されたようである^{21, 22)}。

しかし、本品についていえば、本邦産は、欧州産よりも精油含量が高いことが判明した²³⁾ため、製薬原料としては、欧州産よりも優位であったようである。

さらに欧州産と本邦産の両種には、植物形態および化学成分にかなりの相違があることが判明した結果、本邦産は、欧州産の変種ではなく、別種であるという考え方が生じた²²⁾。欧州産の変種を説いたのは、牧野富太郎らであり²¹⁾、別種を説いたのは、原寛らである²²⁾。原寛は、1940年（昭和15）頃、本邦産を欧州産の変種にあてはめるよりも、植物形態およ

び化学成分から見て、当時、韓国の濟州島に自生していた、*Valeriana fauriei* Briquet（1914年、大正3に命名）という植物に非常に近いということを発見し、*Valeriana fauriei* Briquet, var. *typica* Hara と命名した^{22, 24)}。

第二次大戦後、大井次三郎『日本植物誌』（1953年、昭和28）²⁵⁾では、本邦産の学名について、植物学的分類として、欧州産とは別種であると説いた原寛説を支持して、*Valeriana fauriei* Briquet と明記した²⁵⁾。

JP I～XII を見ると、本品の基本植物の学名の変遷は、植物学の研究経緯とは一致していない。JP 各条で、*Valeriana fauriei* Briquet が本品の基本植物の学名として採用されたのは、JP IX（1976年、昭和51）からである²⁶⁾。これに対して、原寛がこの学名を唱えたのは1941年（昭和16）²²⁾、そして大井次三郎が本品の学名を統一したのは1953年（昭和28）であり²⁵⁾、年代的にもかなりの開きがある。したがって JP の改正に当って、本品をはじめ種々の収載生薬について、全般的に、基本植物がその時期の植物分類学的成果を、速やかに、かつ十分に考慮したかどうか疑問に思われる。

JP VII から、本品の基本植物として、カノコソウ（ハルオミナヘシ）の他に、近縁植物であるエゾカノコソウも採用された²⁷⁾。

また明治後期～昭和前期の北海道および『樺太植物誌』（1915年、大正4）などの樺太植物関係資料には、すでにエゾカノコソウの生育について記述されている^{28～32)}。学名は、*Valeriana officinalis* Linné, var. *pubescens* Fr. Schmidt, で、欧州産の変種として扱われていたようである^{28, 29, 31, 32)}。工藤祐舜らの『北海道薬用植物誌』（1922年、大正11）には、*Valeriana officinalis* Linné, form. *pubescens* Kudō または *Valeriana officinalis* Linné, form. *yessoensis* Kudō と記述されている。すなわち欧州産の近縁植物として扱われていたようである³⁰⁾。

その後1940年（昭和15）頃、原寛によって、エゾカノコソウは欧州産の変種ではなく、こ

表 1 カノコソウの栽培状況（国内生産量）

年 次	数 量 (kg)	価 格 (円)	輸出数量 (斤)	価 格 (円)
1926 昭和1	28,959	23,827	60,000	20,000*
1927 昭和2	22,557	9,472	10,000	2,000*
1928 昭和3	21,757	19,099	60,000	20,000*
1933 昭和8	31,516	7,245**		
1934 昭和9	16,515	5,446**		
1935 昭和10	20,002	7,093**		

* 薬学雑誌、568 (1929年)¹⁹⁾掲載の調査資料より。** 薬用植物栽培法 (1940年)¹⁸⁾掲載の調査資料より。

表 2 カノコソウの栽培状況

年 次	都道府県名 主産市町村名	栽培戸数 (戸)	栽培面積 (アール)	収穫面積 (アール)	10 アーレル 当たり収量 (kg)	生産量 (kg)	1kg 当たり 価格 (円)
1979 昭和54	北海道 訓子府町	3	80	80	125	1,000	500
1980 昭和55	北海道 訓子府町	3	105	105	200	2,100	600
1981 昭和56							
1982 昭和57							
1983 昭和58							
1984 昭和59							
1985 昭和60	岩 手	3	10				
1986 昭和61	岩 手 大迫町	3	10	6	143	79	1,500
1987 昭和62							
1988 昭和63	北海道 訓子府町, 佐呂間町	8	292	248	273	6,780	1,000 ~1,200
1989 平成元	北海道 訓子府町, 佐呂間町	6	96	96	146	1,400	800
1990 平成 2	北海道 訓子府町, 佐呂間町	4	47	36	211	759	800~1,300

（脚注）日本特殊農産物協会薬用作物（生薬）関係資料より。

れとは別種であると考えられ、*Valeriana fauriei* Briquet, form *yezoensis* Hara と命名された^{22, 24)}。以後今日に至るまで、植物分類学上では、これがエゾカノコソウの学名として継承されてきた。

4) 第二次大戦後の国内生産量、輸入量について

第二次大戦前の昭和前期には、刈米達夫らの「本邦產生薬生産概況」と題する研究調査結果^{18, 19)}の中に、本品について、わずかではあるが生産統計資料がある。第二次大戦後には、1970年（昭和45）以降の日本生薬連合会における調査資料、および1974年（昭和49）

以降の日本特殊農産物協会の調査資料として、薬用作物（生薬）関係資料などが発表されている。これには、本品について、1979年（昭和54）以降の主に北海道での栽培状況が記録されている³³⁾。以上の具体的資料については、表1～3に示した。

第二次大戦前まで全国各地で活発に行われていた本品の栽培生産は、第二次大戦が転機となって大きく後退したことは前述した。このことは、表1～3に示したわずかな入手資料によっても実証できると思われる。しかし輸入統計については、今後の調査を待ちたい。

周知のように、第二次大戦後、海外からの

表3 カノコソウの栽培状況

年次	輸出数量 (kg)	輸入数量 (kg)	国内生産量 (kg)
1976 昭和51	10,000	10,000	
1977 昭和52	10,000	5,000	
1978 昭和53	10,000	5,000	
1979 昭和54	10,000	2,000	
1980 昭和55	10,000	2,000	
1981 昭和56	10,000	2,000	
1982 昭和57	10,000	2,000	
1983 昭和58	15,000	5,000	
1984 昭和59	15,000	5,000	
1985 昭和60	13,000	4,000	
1986 昭和61	11,000	3,000	
1987 昭和62	10,000	3,000	
1988 昭和63	10,000	5,000	
1989 平成元	10,000	5,500	
1990 平成2	10,000	5,000	

日本生薬連合会調査資料より。

合成医薬品の輸入、国内での合成医薬品の研究、開発が活発化し、わが国の市場における流通医薬品は、天然品から合成品中心へと大きく移り変わった。向精神薬については、メプロバメート、クロルプロマジン、レセルビンを発端として、合成医薬品が新薬として次々に研究開発されてきた³⁴⁾。したがって向精神薬の主役が天然物、バルビタールなどの旧来の睡眠鎮静剤から新薬へと交代した時期にあたるともいえる。本品について見ると、第二次大戦後、経済の高度成長下にあって、栽培コストが相対的に上り、漢方薬の方剤としてほとんど利用されていなかったことなどが加わり、急速に需要は落ち込んだ。

しかし、本品の将来を展望するとき、温和な鎮静剤、家庭薬原料^{35)~37)}として、今後もその活用は、わずかずつでも継続すると考えてよいと思われる。

他方、近年、わずかではあるが、生薬を原料とした製剤の需要は増加している。これは、薬の安全性ということの他に、向精神薬の一般薬としての販売規制がとられてきたことも一因であろう。したがって一般薬の製剤品目の原料として、生薬の需要が生じているのであろう。しかしながらわが国市場で流通して

いる生薬は、輸入傾向が強く、本品についても、表3に示したように、輸入によって本品の流通商品量の2/3が維持されているとする現状もある。なお、厚生省は、1987年（昭和62）に生薬の消費・生産・輸入量の調査を開始し、以来毎年実施している³⁸⁾。

以上のように、近年の生薬の栽培状況に関する調査開始の一因は、その将来性を見越したものであると期待される。

III. 考 察

1) 本品は、鎮静・鎮痙剤として歴史的に古くにもかかわらず、他の生薬に比べて、その存在感は比較的軽視されているように感じられる。それは、本品が漢方薬の方剤として、ほとんど活用されていないためでもあろう。

本品に関連した薬物と考えられるものに、李時珍著『本草綱目』（1590年、天正18）記載の「蜘蛛香」がある³⁹⁾。また『中藥大辭典』には、「蜘蛛香」および「纈草」の項目があり、その詳細が記載されている^{40),41)}。しかし、「蜘蛛香」は、漢方薬の常用方剤として活用されていないが、四川では、纈草浸膏（エキス）の製造原料生薬として重要視されており⁴²⁾、今日、わが国へも輸出されているようである。

また、江戸後期の橋本宗吉『内外三法方典』（1802年、享和2）に、「纈草」の記載があることは、清水藤太郎著『日本薬学史』（1949年、昭和24）から明らかであり⁴³⁾、さらに宇田川棟斎『和蘭藥鏡』（1820年、文政3）にも、「纈草」の記載があることは、小泉榮次郎著『和漢藥考』（1893年、明治26）から明らかである⁴⁴⁾。これらの著書は、当時の蘭方薬専門書であり、ここでは、本品の欧洲産を紹介していたものと考えるのが妥当である。したがって欧洲産が蘭方薬としてわが国に紹介されたのは、江戸後期になってからであるとするのが妥当であろう。

2) JPIでは、本品の欧洲産だけを収載し¹⁰⁾、JP IIでは、当時、欧洲産の変種と考えられていた国内自生の *Valeriana officinalis* Linné, var. *angustifolia* Miquel を

基本植物とした本邦産を追加収載した¹¹⁾。このことは、民間薬として流通していたと思われる本邦産が、欧州産の渡来の影響で、その同効薬として扱われるようになったことを意味する。

一方、内務省衛生局での薬草栽培収穫法試験結果（1884年、明治17）¹³⁾によれば、本品の本邦産は、欧州産に比べて精油含量が高いといった成績が得られている。

3) 第一次大戦による海外からの輸入医薬品不足に対して、わが国政府は、国産医薬品の生産を奨励し、輸入生薬に関しては、国内自生の薬用植物栽培を奨励した^{13,15)}。本品については、品質上からも当然、本邦産の栽培が勧められた。このためJP IVでは、従来の欧州産に代って、その変種と考えられていた国内自生の *Valeriana officinalis* Linné, var. *latifolia* Miquel. を基本植物とした本邦産が収載された¹⁶⁾と考えるのが自然であろう。また本邦産は、缬草油の原料としてドイツへ輸出されるなど、海外における需要も高くなり、世界的に高い評価を受け^{18,19)}、このため国内では、収益率の良い生薬となつた¹⁷⁾。

4) 一方、農家では、副業として、神奈川県をはじめ全国各地で、本品の栽培が普及していく²⁰⁾。大正～昭和前期にかけて、本品を大規模に生産していた植木薬草園で、栽培作業をされていた古谷新之助氏によれば、最盛期は1939～40年（昭和14～15）頃であったという。本品の本邦産は、精油含量が高いために、神戸、横浜の商社を通じて、大量にドイツへ輸出されたとのことである。

5) しかしながら1939年（昭和14）第二次大戦の契機となった欧州での戦争勃発の頃から、国策により、薬草栽培は、全面的に食料生産へと切り替えられ、このため明治以来の国内栽培は、大きく後退することとなった。

第二次大戦後、本品は、カノコソウチンキ、カノコソウエキス、カノコソウ末などの製造原料として、その需要が復活した。大改正版となったJP VIで、本品は、JP Vと同様に本邦産が規定されたが、その規格・試験法は大幅に改正された⁴⁵⁾。

JP VIが公布された1951年（昭和26）は、戦後復興期で、薬用植物の栽培も、戦前の状態に復帰しつつあったように見受けられる。

しかし大規模な生薬生産の再開は、著しく減少した。これは、生薬の需要の減退を反映したものと思われる。

第二次大戦後、本品の生産の中心が、北海道産に移行した状況⁴⁶⁾に対して、JP VIIでは、本品の基原植物の範囲を、近縁のエゾカノコソウまで広げた²⁷⁾。これに伴い、以後JPでは、本品の規格が次第に緩和されてきた^{26,36,47,48)}と考えられる。すなわちわが国で、原料供給を維持する必要から、本品の規格・試験法に対して、JP改正が行われたともいえよう。また『本草綱目』に記載の「蜘蛛香」の基原である中国産カノコソウ（インドカノコソウ）も、本邦産と同様の活用を目的として、わが国に輸入されており、輸入品によっても、本品の原料供給は維持されているようである。

6) 一方、向精神薬の進歩は、1950年（昭和25）以降のメプロバメート、クロルプロマジン、レセルビンなどの急速な研究・開発が発端となっている³⁴⁾。これは、その後、神経生理学、神経生化学の発展に伴って、新薬開発力も著しい進歩を成し遂げ、今日に至っている。

7) 高齢化社会を迎えるとする今日、向精神薬をはじめ医薬品全般について、副作用、毒性などその安全性がますます重視されてきている。また近年、薬の適正使用の観点から、向精神薬の使用に関して、法律的規制が強化されている。すなわち「麻薬及び向精神薬取締法（1990年（平成2）8月施行）」がそれである。このような社会的背景から、将来的に考えると、作用の緩和な本品は、今後も医薬品から排除されることなく、鎮静を目的とした家庭薬原料³⁵⁻³⁷⁾として、一般用薬への活用は続くものと期待される。またカノコソウ成分から、新たな誘導体研究へむすびつく可能性も、否定できないところである。

IV. む す び

本品は、わが国で、古くから民間薬として

流通していたと思われる。本品の本邦産は、江戸後期に欧州産が蘭方薬として渡来した影響もあり、欧州産の国産同効薬として、西洋式医療にも利用された。その後わが国での国産品利用の奨励によって、本品は、本邦産の栽培品がふえ、市場では流通の主体となってきた。

一方、本邦産は、欧州産よりも精油含量が高いことから、後年ドイツに輸出されるなど、世界的に高い評価を受けた^{18, 19)}こともあった。

第二次大戦を経て、本品の国産品の経済的優位性は低下し、国産品の生産は衰退して今日に至る。

一方、1950年（昭和25）以降の向精神薬の発展は、ますます加速している。本品の栽培がわずかながらではあっても、北海道で行われているのは、現在でも、本品の医薬品としての価値があるためともいえる。高齢化社会を迎えようとしている今日、薬の安全性、適正使用が問われている実状から、本品のような作用の緩和なものも、再評価され、家庭薬原料として活用されていく可能性は少なくない。^{35~37)}

謝 辞

本検索に当って、ご助言をいただいた東京大学・水野傳一名誉教授、国立衛生試験所・佐竹元吉生薬部長および、国產生薬株式会社・白井義教社長に感謝いたします。

参考文献および注

- 1) 柳沢清久: 薬史学雑誌, 25, 41-54 (1990).
- 2) 柳沢清久: 薬史学雑誌, 25, 128-134 (1990).
- 3) 柳沢清久: 薬史学雑誌, 26, 79-86 (1991).
- 4) 柳沢清久: 薬史学雑誌, 27, 40-49 (1992).
- 5) 柳沢清久, 山田光男: 薬史学雑誌, 27, 96-101 (1992).
- 6) 山田光男: 薬史学雑誌, 17, 63-65 (1982).
- 7) 山田光男: 医薬品研究, 16, 847 (1985).
- 8) 江本龍雄: 医薬品研究, 14, 480 (1983).
- 9) A. J. C. Geerts: 日本薬局方蘭文草案, pp. 480-481 (1877).
- 10) 内務省衛生局: 日本薬局方註釈, pp. 1162-1166 (1890).
- 11) 横村清徳, 伊勢錠五郎: 改正日本薬局方隨伴, 5版, 島村利助等刊, pp. 561-563 (1891).
- 12) 清水藤太郎: 日本薬学史, 南山堂, 東京, pp. 330-336 (1949).
- 13) 清水藤太郎: 日本薬学史, 南山堂, 東京, pp. 269-270 (1949).
- 14) 下山順一郎: 第三改正日本薬局方註解, 南江堂, 蒼虹堂, pp. 1049-1051 (1906).
- 15) 瑞玉県薬草調査会: 薬草栽培の栄, pp. 1-15 (1919).
- 16) 林 照寿等: 第四改正日本薬局方註釋全集, 関口書房, 東京, pp. 588-589 (1921).
- 17) 植木萬作著: 野生薬採取鑑, 植木薬草園, 神奈川県足柄上郡, pp. 222-226 (1933).
- 18) 刈米達夫, 若林螢四郎: 薬用植物栽培法, 養賢堂, 東京, pp. 86-87 (1940).
- 19) 刈米達夫, 若林螢四郎: 薬学雑誌, 568, 609-611 (1929).
- 20) 植木萬作著: 野生薬採取鑑, 植木薬草園, 神奈川県足柄上郡, pp. 1-3 (1933).
- 21) 牧野富太郎, 根本莞爾共著: 増補日本植物総覧, 春陽堂, 東京, p. 1153 (1931).
- 22) 原 寛: 植物研究雑誌, 37, 123-127 (1941).
- 23) 刈米達夫: 最新生薬学, 第三改稿版, 廣川書店, 東京, p. 62 (1980).
- 24) 北方生薬研究会編: 北方の生薬, pp. 2-5 (1945).
- 25) 大井次三郎: 日本植物誌, 至文堂, 東京, pp. 1112-1113 (1953).
- 26) 日本公定書協会編: 第九改正日本薬局方解説書, 廣川書店, 東京, D165-168 (1976).
- 27) 日本公定書協会編: 第七改正日本薬局方第一部解説書, 廣川書店, 東京, pp. 129-131 (1961).
- 28) 宮部金吾, 三宅 勉共著: 樺太植物調査概報國光社, 東京, p. 60 (1906).
- 29) 宮部金吾, 三宅 勉共著: 樺太植物誌, 大螢堂, 東京, pp. 231-232 (1915).
- 30) 工藤祐舜, 須崎忠助: 北海道薬用植物誌, 川流堂, 東京, p. 89 (1922).
- 31) 菅原繁蔵著: 樺太植物誌, 樺太植物研究後援会, 樺太, p. 291 (1937).
- 32) 菅原繁蔵著: 樺太植物誌, 第4卷, 図書刊行会, 東京, pp. 1740-1741 (1975).
- 33) 日本特殊農産物協会: 薬用作物(生薬)関係資料, pp. 10, 38-39, 46-47 (1992).
- 34) 小林 司: 新精神薬理学, 医学書院, 東京,

- pp. 16-17 (1968).
- 35) 難波恒雄: 原色和漢薬図鑑(上), 保育社, 大阪, pp. 133-135 (1980).
 - 36) 日本公定書協会編: 第十二改正日本薬局方解説書, D171-173, 廣川書店, 東京 (1991).
 - 37) 日本大衆薬工業協会: 大衆薬事典'92~'93, 薬業時報社, 東京, p. 65 (1992).
 - 38) 薬事日報 平成4年11月24日.
 - 39) 木村康一: 新註校定國譯本草綱目, 春陽堂書店, 東京, p. 425 (1975).
 - 40) 江蘇新医学院編: 中藥大辭典下冊, 上海科学技術出版社, 上海, pp. 2555-2557 (1977).
 - 41) 江蘇新医学院編: 中藥大辭典下冊, 上海科学技術出版社, 上海, pp. 2631-2633 (1977).
 - 42) 原色中国本草図鑑編集委員会: 原色中国本草図鑑4, 雄渾社, 京都, pp. 402-403 (1983).
 - 43) 清水藤太郎: 日本薬学史, 南山堂, 東京, p. 118 (1949).
 - 44) 小泉螢次郎: 増訂和漢薬考復刻再版, 生々会出版部, 東京, pp. 79-82 (1977).
 - 45) 朝比奈泰彦, 高木誠司: 第六改正日本薬局方註解, 南江堂, 東京, pp. 560-563 (1951).
 - 46) 日本公定書協会編: 新しい薬用植物栽培法, 廣川書店, 東京, pp. 93-98 (1970).
 - 47) 日本公定書協会編: 第十改正日本薬局方解説書, 廣川書店, 東京, D172-175 (1981).
 - 48) 日本公定書協会編: 第十一改正日本薬局方解説書, 廣川書店, 東京, D171-175 (1986).

Summary

It was thought that Valerianae had circu-

lated as the public drugs in Japan since the middle of Edo period and also thought the European Valerianae was introduced for the first time in the late of Edo period. Then, Japanese Valerianae was widely used as the same effective drug as European Valerianae in the Meiji period.

By the begining of the First World War, Japanese Government encouraged to use the domestic drugs in Japan. As a results, Japanese Valerianae was widely grown all over Japan and was became the majority of the circulation on the market.

Japanese Valerianae contained more volatile oil than European Valerianae. Therefore, Japanese Valerianae was exported mainly to Germany until the Second World War and was highly evaluated from all over the world.

After the Second World War, Japanese Valerianae lost its economical advantage and the production of Japanese Valerianae declined. Now, Japanese Valerianae was barely grown only in Hokkaido. The pharmaceutical action of Japanese Valerianae is generous. So, it is enough thought that Valerianae Radix may be used for raw materials of general drugs in the future, too.

近代病院薬剤師の職業専門化の歴史的過程（第1報）

フランスの旧体制下の施療院における調剤

辰野 美紀^{*1}, 奥田 潤^{*2}

History of Professionalization of Modern Clinical Pharmacist (1) Pharmaceutical Practices in Hospice before the French Revolution

Minori TATSUNO^{*1} and Jun OKUDA^{*2}

(1993年4月17日受理)

1. はじめに

すでに E. H. アッカーカネヒト (E.H. Ackermann) が指摘するように¹⁾、フランス革命期前後は、社会政治的にも、文化史的にも、医療史的にも、「ベットサイドの医学」や、「書斎の医学」が取捨されて、「病院の医学」(臨床医学) が誕生し、発展した特殊なエピックとして位置づけられる。当時、パリを中心として行われたり、教えられた新しい医学は、政治的には中央集権的近代国家主義を、概念的には、「病人」ではなく「病気」の観察・記述・分類から生まれた新しい疾病觀を、技術的には、病理解剖学・統計学などを基礎としていた。そしてその新しい医学が可視とした「病い」の実体 (*être*) を信仰できるものが、近代の内科医、外科医、病院薬剤師として教育養成され、専門職業的独占を獲得してゆくこととなった。

近代の病院薬剤師が、「病院」において、「薬」をになう職業として唯一国家認定され、他の多様な立場で「くすり」に関わってきた人々を排除してゆく過程を報告し、歴史的分

析を試みる。

2. 旧体制 (L'Ancien Régime)

「施療は、一般に僧院 (修道院 couvent) のなかで行なわれた。そこには一種の施療所と入院 (収容) 施設のほかに、調剤室 (apothicairerie) または、ただの (薬) 戸棚が備えられていて、これは調剤僧 (修道士の調剤師 moine apothicaire) にゆだねられていた。この調剤僧は、同時に医師を兼ねるばあいもあった。」と、『薬学の歴史』²⁾ (Histoire de la Pharmacie) にある (カッコ内は、著者註)。中世の、教会や修道院の施療所が、大規模な施設として拡大・発展されたり、改築・新設されたのは、15~16世紀である。すでに、9世紀に司教によって小規模な施設として開設され、15世紀には、寄金によって次第に病室を拡張し、セーヌ河の橋上、対岸に広がった大規模建築となった、パリのオテル・デュ (l'Hotel-Dieu) (写真 1, 2) では、1495年に、施療院内専用の調剤室が作られ、修道女 (soeur) 2人に管理がまかされ、薬を調合し、配布するのは、修道女の伝統的な業務となつた³⁾。

*1 大阪大学医学部環境医学教室 Department of Environmental and Preventive Medicine, School of Medicine, Osaka University. 2-2, Yamadaoka, Suita, Osaka 565.

*2 名城大学薬学部臨床生化学教室 Department of Clinical Biochemistry, Faculty of Pharmacy, Meijo University. Tempaku-ku, Nagoya 468.

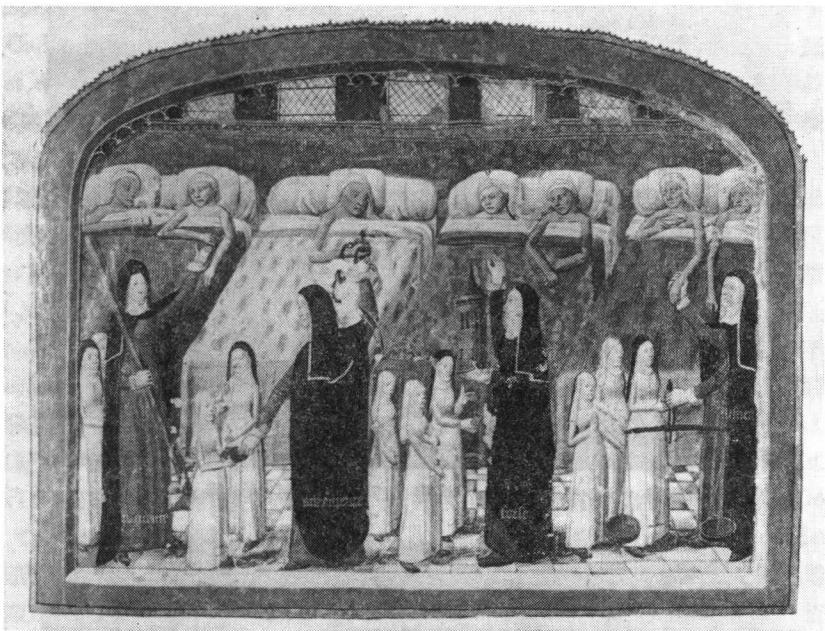


写真 1 オテル・デュ病院 (15世紀), Musée de l'Assistance Publique, Paris
(A. Nicolas S-F Garnot 氏提供)

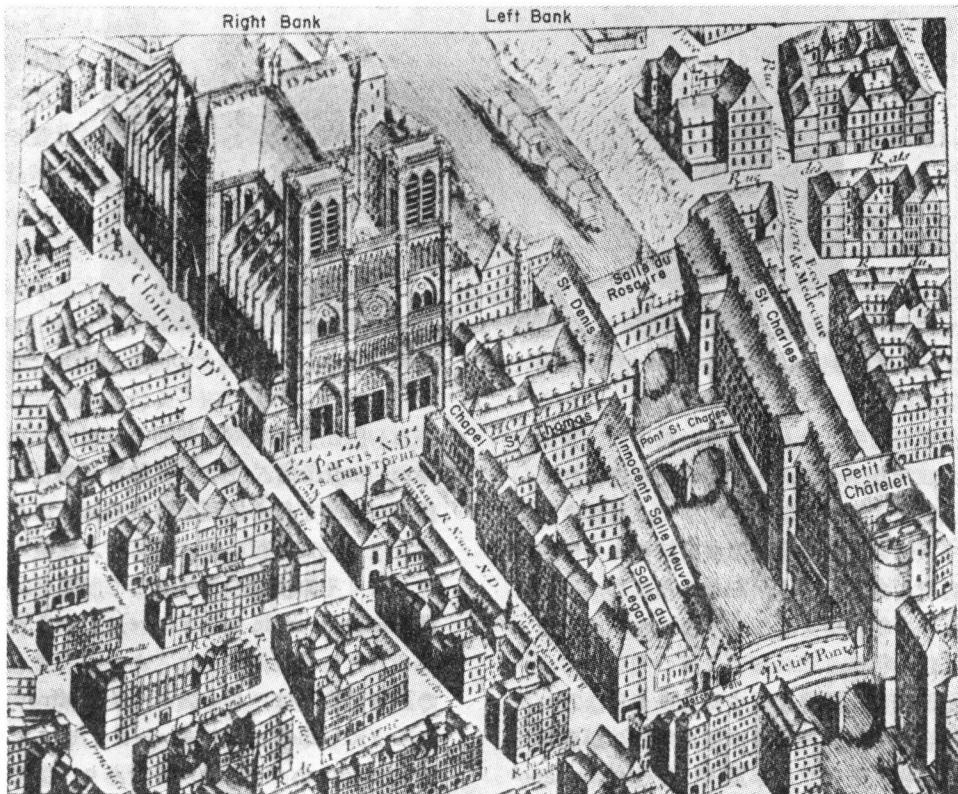


写真 2 オテル・デュ病院 (1739年), J. D. Thompson, G. Goldin: The Hospital—A social and architectural history, Oxford Univ. Press.



写真 3 サルペトリエール病院 (17世紀), Musée de Gaillac



写真 4 サルペトリエール病院の内部 (1851), Musée de l'Assistance Publique, Paris

彼女等の助手となったのは、見習いの修道士であったり、オテル・デュに、収容されていた巡礼者、家出人、病人の中で、見よう見まねで下働きし、看護、施薬の技術を身につけた者や、食事とベッドを与えられた、身寄りのない少年、少女達であった。オテル・デュでは1560年に、これらの少年の中から、6年以上、誠実な業務を行った者に1日、20エキュ（金貨で60ルーピルに相当する）が支給されることとなり、少年調剤士 (*garçon apothicaire*) とよばれた⁴⁾。彼等の中で技術的に秀れた者は、1648年から（リヨンでは1626年

から）師匠資格取得調剤師 (*apothicaire gagnants-maitrise*) として、試験や研修なしに、施薬の業務を行う権利が認められるようになった。17～18世紀には、パリの大規模な施療院では、その上位の資格として、調剤師監査役 (*inspecteur de apothicaire*) という資格も認められるようになった。オテル・デュ病院の調剤監査役は、ジョフロイ (Geoffroy), ルエル (Rouelle), ピエール-ジョセフ・バス (Pierre-Joseph Vassou) 等であり、師匠資格調剤師としては、パルマンシェ (Parmentier), 化学者・薬剤師のプルースト (Proust), デマ

シー (Demachy), エンリー (Henry), カデ・ド・ヴォ (Cadet de Vaux), カデ・ド・ガシクール (Cadet de Gassicourt) が有名である⁴⁾.

1658年に開設された一般施療院 (l'hôpital général) (写真 3, 4) (5つの施設を統合した大型収容施設兼刑務所。女性を主とする収容所で、浮浪者・貧困者の他に、売春婦、家出人、不治の病人、少數の狂女が含まれていた。サルペトリエール (la Salprière) も、調剤所を持っており、調剤監査役として、ルカニュ (Lecanu) が有名で、彼の下に3名の師匠資格調剤師が働いていた。

17~18世紀は、施療院の歴史上、15世紀と並んで、新しい施設が多く建立された時代であった。この時代は、今まで教会権力の掌中にあった施療院は、一方では宗教権力と共同した世俗権力によって、もう一方では、反宗教改革 (カソリック改革) 運動によって誕生した新興修道会 (例えば、臨終信心会、煉獄の魂信心会、苦行信心会、愛徳信心会など) によって、大規模施療、救貧及び監獄施設が新設された。当時、パリには、4万人にあまる貧困者、乞食、浮浪者がおり、疫病の流行による死亡者となる者も多く、また社会暴動のもとになっていた。ルイ14世は、あらゆる浮浪者ら約6,000人を収容し⁵⁾、絶対的権力をもって管理・指導・矯正、懲罰、裁きを行う、いわゆる「大いなる閉じ込め」(「Le grand renfermement」) 政策の一環として、一般施療院設立の布告を行った (1656年)。一般施療院は、前述したように、オテル・デュのように慈善的施設というより刑務所に近い施設であったといえる。「大いなる閉じ込め」政策の一方の支援団体となったのは、この時代次々と設立された新興修道会であり、これら修道会は「恐怖の宗教」と、歴史家ドリュモーによって呼ばれているが、この時代に巧みに多くの信者を集めることで、疾病による死の恐怖と社会荒廃の中の民衆の不安感を煽るような伝道を行いつつ、施設に多種多量の人々を送り込んだといわれている。カソリック改革運動は、16世紀初頭のルター・カルヴァンの宗教改革に対抗してカソリックの巻きかえし

を目的に行われた各種の活動を指すが、本格的な運動となったのは17世紀で、施療の他に、神学校、コレージュの設立、初等教育校の開設に力をつくした。当初世俗の王権は、カソリック改革に距離を置いていたが、17世紀前半までにプロテスタント勢力が後退した後には、カソリックに事実上国教の地位を与えることによって教皇絶対主義の世俗版である国王絶対主義を確立しようとした。

18世紀、修道士 (女) の在任の下の調剤師は、施療院と契約して、調剤の業務を行ったり、病院内の見習外科医等 (彼等は、相当のごろつきであったと J. ハワードは報告している) や、病院契約開業内科医 (Docteur) と共に院内の回診 (visite des malades) も行っていた。彼等は、外科医やその見習いと同様に、ほとんどの場合、無報酬で、施療院内に寄宿していた。契約内科医は、収容された病人があった場合と、死亡者が出了場合に死亡診断書が必要とされた時以外には、施療院を訪れるることはなかったとトゥノン (Tenon) の病院報告⁶⁾ に記されている。トゥノンは更に、18世紀末までに、次第に巨大な施設となつたパリのオテル・デュを次の様に記述している^{7,8)}。

「オテルディユの基本方針 (スペース不足からきた方針) は、一つの部屋にできるだけ多数のベッドを入れ、一つのベッドに4人ないし5人、6人を寝かすことである。我々はそこで、生きている人にまじって死んだ人のいるのを見たことがある。我々は、部屋が非常に狭いために空気はよどんで動かないし、光はほとんど入らず、湿っているのを見た。回復末の人が病人や死にかけの人あるいは死人と一緒にいるのを見たし、新鮮な空気がほしい時彼らが夏でも冬でも、はだしで橋の所まで行かされているのを見た。我々は回復期の人の部屋が天然痘の病棟を通らなければ行けない三階にあるのを見た。気の毒な術後患者の病棟が狂人病棟に隣接していて、あたりは夜昼となく叫び声が聞え、患者は休息を望むこ

とすらできない。

伝染性の病人と伝染性でない病人が同じ病棟にいたり、梅毒の婦人と熱のある婦人が同じ病棟にいるのを我々は何度もみた。手術室では手術に冠状ノコギリを用いたり、切石術をしたり、手足の切断をしたりするが、そこには今手術を受けている人、これから手術される人、もうすでに手術の終わった人が入っている。

手術は部屋の中央で行われている。手術操作も見えるし、患者の叫び声も聞える。明日手術される人が、明日の自分の苦しみを見るのだ。見る試練に耐えた人は苦痛の声に驚かれる。彼は炎症や化膿に悩みながらこの感情に耐えるのだ。こうして回復もおびやかされるし、生命も危険にさらされる。聖ジョセフ病棟は妊婦用である。ちゃんとした主婦と青春婦とが健康な婦人と病気の婦人とがみんな一緒にいる。3, 4人が同じベッドに寝ていて不眠症や伝染病におびやかされ、自分の子供を傷つけられる危険にさらされている。分娩後の日数もいろいろな女性が、一つベッドに4人ないしはそれ以上も一緒に寝ている。彼女達がお互いに病気をうつし合っているありさまを考えると、吐き気がしてくる。彼女達は大部分死ぬか病気のまま放ったらかされている。広く拡がった特定の原因によって空気が腐敗している上に何千という特殊な原因、偶然の原因が加わっているので、我々としてはオテル・ディユはすべての病院のうちで最も不健康かつ不快な病院で、9人の患者のうち2人が死ぬと結論を下さざるを得ない。」

調剤師と契約している病院や施療院は、パリ以外の地域では、あまり多くなく、大方の施設では、修道女だけ (dame, soeur, frère) が、薬の調合や配布を行っている場合が一般的であった。しかし、調剤の特権をめぐって、18世紀の末になると、修道女と調剤師、調剤師と開局薬剤師組合との間に、ひんぱんに、トラブルが起き、訴訟も起こされている^{9, 10)}。

例えば、パリの廃兵院調剤室に、1774年、著名な調剤師パルメンシェ (Parmentier) が、国王自身が命名した主席調剤師 (apothicaire major) として就任しようとした所、従来のまま修道女達が調剤室業務を独占し、彼の提唱する「科学的」な薬の使用を拒否し続けた為、彼は、国王から俸給と宿泊所を与えられて、廃兵院で研究に打ち込むことになったと記録されている⁹⁾。また、施療院内の調剤室で製剤された「秘薬」を、院外の多くの人々に販売し、収益を上げていたことについて、1777年に、修道女や施療院の調剤師と開局薬剤師組合との間に合意が成立し、国王宣言 (la Déclaration royale du 25 avril 1777) が布告された。宣言の第8条は次の通りである^{11, 12)}。

「世俗または修道会の聖職者団体または、それに付随する救貧病院や施療院は、内部使用の場合を除いて、薬局を設けることはできない。単味または調剤薬を販売したり、掛売りした場合は、500ポンドの罰金を科す。」

第8条は、しかし、慈善の目的で、無料のくすりを配布する権利は認めていた。また、内部薬局の構造や責任者の権限に関しては、何の規定も定めてはいなかった。その為、修道女らが、病院外で薬を販売したり、配布する習慣は、19世紀の中ごろまで続けられ、薬局内で、宗教関係者が業務を行うことは20世紀初めまで続いた。しかし、修道女は、施療院内の調剤師や市中の開局薬剤師また更にフランス革命期以後に養成された病院内薬剤師や内科医・外科医、アンテルネ (interne) らの近代病院専門職との間に、ありとあらゆる衝突を起こしつつ¹¹⁾、次第に、医療の場から排除されてゆく運命をたどっていった。病院詰め調剤師も、同様に、その権限の範囲をめぐって、また外部への薬の販売を行う慣習によって、開局調剤師の組合 (Corporation) や、1777年の国王宣言以後は、開局薬剤師の同業組合 (College de Pharmacie) との間に、軋轢をくりかえしたが、フランス革命の勃発によって病院が一時閉鎖されるに伴って、すべての職権が廃止された。

彼等の間に、生起した数百年にわたる「く

すり」を取り扱う特権獲得の争いは、単に数々の政治経済的、文化的な立脚点の差異が原因となっているのみならず、各職種の様々な行動様式を規定している「くすり」に関する認識の枠組みの差異に要因があるといえる。なぜなら、歴史的に多様な背景をもつ施薬院の業務者の知と行為も、彼等がよって立つ時代、地域のエピステーメーの全体構造から発していると考えられるからである。

参考文献

- 1) E. H. Ackerknecht (館野之男訳): パリ病院 1794-1848, 思索社, 東京, p. 9 (1978).
- 2) ルネ・ファーブル, ジョルジ・ディルマン (奥田 潤, 奥田陸子訳): 薬学の歴史, 白水社, 東京, p. 21 (1973).
- 3) F. Chast(パリ・オテル・デュ病院薬剤部長): オテル・デュ(神の館)病院薬局の歴史(講演), 薬史学会第1回西欧医薬史蹟を訪ねる旅にて (1992. 5. 28).
- 4) J. Marchand: La pharmacie Hospitaliere

参考資料 (参考文献 11) の辰野訳) (革命後の訴訟例)

16 avril 1828

Circulaire contenant rappel au règlement sur la vente des remèdes secrets

Beaucoup d'hospices et d'établissements de bienfaisance sont desservis par des sœurs de charité qui non-seulement préparent des médicaments pour les malades confiés à leurs soins, mais encore en distribuent et en vendent au dehors. Quelques louables que soient les intentions de ces pieuses sœurs, une telle pratique entraîne des abus que l'administration ne doit pas tolérer. On ne peut certainement pas interdire aux sœurs de charité la faculté de préparer des médicaments pour l'usage des établissements auxquels elles sont attachées, si l'autorité dont elles dépendent le leur permet ; mais elles ne pourraient distribuer et vendre des remèdes composés, de véritables préparations pharmaceutiques, sans contrevenir aux dispositions des lois concernant l'exercice de la

pharmacie, sans s'exposer à commettre des erreurs dont elles ne sauraient prévoir toutes les conséquences. On a pensé, d'après l'avis de la Faculté de médecine, qu'on pouvait autoriser les sœurs de charité à préparer elles-mêmes et à vendre à bas prix des sirops, des tisanes, et quelques autres remèdes qu'on désigne dans la pharmacie sous le nom de *magistras* ; mais là doit se borner la tolérance qu'elles sont en droit de réclamer dans l'intérêt des pauvres. L'ancienne législation était encore plus sévère à cet égard ; car, d'après la déclaration du roi du 25 avril 1777, il était expressément défendu aux communautés séculières ou régulières, même aux hôpitaux, de vendre et de débiter aucune drogue simple ou composée, à peine de cinq cents livres d'amende.

1828年4月16日

民間治療薬の販売規制遵守に関する通達

多くの施療院や福祉施設では、収容患者のために医薬品を調剤するだけではなく、外部への提供、販売を行っている修道女のために迷惑を被っている。修道女たちの意図に疚しいところはないとは言え、こうした行為は、関係当局としては見過ごすことのできない悪習に繋がるものである。管理者の承諾のもとに、配属先施設に必要な医薬品を調合している限り、これを修道女に禁止する理由はない。しかし、治療薬や本格的な調合医薬の提供や販売に関しては、薬局業務に関する法規に反することなく、また、影響を予測することのできない過ちを犯すことなく、これを行うことはできない。パリ大学医学部の答申に基づき、シロップ、煎じ薬など、いくつかのいわゆる特殊製剤を調合し、低価格で販売することは、修道女たちに認めてよいものと考えられる。但し、貧窮者たちの利益を理由として彼女たちが権利を主張し得る許容範囲はこれに限られるものでなければならない。以前の法規は、この件に関してはより厳格なものであった。事実、1777年4月25日の国王宣言によれば、在俗聖職者や修道会聖職者はもとより、病院に対してさえも、生薬や調合薬の販売、提供は固く禁止されており、これに反した場合、500リーヴルの罰金が課せられていた。

de 1789 à 1989, フランス病院薬剤師会雑誌, 15, 100, Mars (1990).

- 5) E. Seidler: Medizinhistorische Reisen, Paris, F. K. Schattauer Verlag, Stuttgart-New York (1971).
- 6) K. H. Meding: Manuel du Paris médical—, recueil des renseignements historiques, statistiques, administratif et scientifiques sur les hôpitaux et hospices civils et militaires, (1858).
- 7) 1) の p. 35.
- 8) 辰野美紀: クリニカル・ファーマシーの歴史と思想(第3報), 日本薬学会106年会薬史学部会発表, 千葉 (1986. 3).
- 9) 4) の p. 16.
- 10) 2) の p. 46.
- 11) 4) の p. 65.
- 12) 2) の p. 50.
- 13) ミッセル・フーコー(桜井直文訳): ミッセル・フーコー [真理の歴史], 新評論, 東京 (1986).

25 novembre 1859

Décision du ministre de l'intérieur qui déclare que des religieuses ne peuvent se charger,
par abonnement, de la fourniture des médicaments nécessaires
au service de l'hospice qu'elles desservent.

1859年10月17日

革命暦11年芽月21日付けの法律の規定に反して、管理委員会が医薬品の外部販売を
修道女に許可することはできないとした内務大臣の決定

31 mai 1862

Arrêt de la Cour de cassation qui décide que :

L'art. 8 de la déclaration du 25 avril 1777, en autorisant les hospices à avoir une pharmacie pour leurs besoins intérieurs, leur interdit la vente des remèdes à l'extérieur, à peine d'une amende de 500 livres, se trouve abrogé avec le régime du monopole, dont il n'était que la sanction, par la loi du 2 mars 1791 qui proclame la liberté du commerce et de l'industrie.

Si la loi du 21 germinal an XI interdit, à l'égard des particuliers, la séparation de la propriété d'une officine de pharmacie et du diplôme de pharmacie, cette interdiction ne saurait atteindre, en l'absence d'une disposition spéciale, les établissements hospitaliers dont les pharmacies sont reconnues et régies par un grand nombre de lois et de règlements administratifs.

En conséquence les hospices dont l'officine est dirigée par un pharmacien breveté peuvent non-seulement distribuer des remèdes gratuitement à l'intérieur et à l'extérieur, mais encore en vendre s'ils y sont autorisés administrativement.

Rejet du pourvoi des pharmaciens du Puy-de-Dôme.

1862年5月31日

破毀院判決

1777年4月25日付けの宣言の第8条では、院内の必要に応じた薬局の設置を施療院に認めてはいるが、治療薬の外部販売は禁止しており、これに反した場合は500リーヴルの罰金が課せられることになっているが、この条項は、商工業の自由を宣言した1791年3月2日付けの法律により、この条項の根拠となった独占制度と共に廃止されるものとする。

革命暦11年芽月21日（ジェルミナール法）付けの法律では、個人に対しては、薬局の所有権と薬剤師資格との分離は禁止されているが、この禁止事項は、一連の法律や行政規則に基づき認可され、その適用を受ける薬局を備えた医療機関に関しては、特別な措置を設けない限り、適用することはできない。

従って、資格を備えた薬剤師が運営に当たる薬局のある施療院は、院内外において、治療薬の無償提供を行えるのみならず、行政上の認可を受けている場合は、その販売を行うこともできる。

ピュイ＝ド＝ドーム県の薬剤師たちの破毀申立てを却下。

Summary

The times around the French Revolution, as E. H. Ackerknecht pointed out, were especially epochmaking in that "the clinical medicine" or 'medicine in the hospital' was born and bred through the days by discarding the medicine of court physicians and the metaphysical medicine that had been dominant for centuries until then. This change is, therefore, very important from

the viewpoints of sociopolitical, cultural and medical histories.

The medicine practised and taught mainly in Paris in those days based politically on the newborn nationalistic centralization; technically on pathologicoanatomy and biostatistics; and conceptually on the modern medical epistemology that made it possible to abstract and see a 'disease' from the sick by observation, description and classification of their common signs and symptoms, and

then to ignore a suffering specific to each individual patient instead. Thus those who could believe in the *être* (entity) of a 'disease' the clinical medicine made it 'visible' were trained for medical professionals such as modern physicians, surgeons and clinical pharmacists, which finally realized the professional monopolization of the medicine.

The aim of this paper is to report and analyze the historical process how there came out the modern clinical pharmacist who was permitted by the nation as the only occupation to deal in ethical drugs in the hospital, while excluding many other people who had been treating 'traditional medicines' from the modern pharmacies of hospitals.

薬の携帯とその容器の史的研究（10） 江戸時代における売薬と薬の携帯（その1）*1

服 部 昭*1

The Way for Carrying Medicine and Its Containers (X)
“Patent Medicine and Carrying It in the Edo Period”

Akira HATTORI*2

(1993年4月27日受理)

1. はじめに

江戸時代において医師の調剤薬と売薬との間に使い分けのパターンが形成されると、売薬は売薬としての道を歩き始める。農山村の奥まで入り込み医師のいない地区の人たちに簡易医療を提供し、その一方都市部では業者間の激しい販売競争もあって活発な市場活動を展開した。これらの結果、売薬は顧客の要求を商品に反映し使用に便利な固形製剤を広め、薬の携帯習慣をさらに推進した。本報告では江戸、大阪など都市部を中心に売薬の市場活動的を絞り薬の携帯との関係を明らかにしたい。

2. 売薬と医師調剤薬の使い分け

都会の日常生活における薬の使用場面を江戸時代の日記から分析する。

ここでは滝沢馬琴（1767～1848年）と松崎廉堂（1771～1844年）の二人を取り上げる。両者を選んだのは時代がほぼ同一であり江戸の町に暮らしていたこと、膨大な日記が整理され活字本にて刊行されていること、また仕

事も文人、学者として世間でも認められ知識人層に属していたことなどによる。

(1) 滝沢馬琴の場合¹⁾

滝沢馬琴の日記についてはこれまでたびたび本報告のシリーズに利用してきた。馬琴日記は晩年に近い一時期が数年残されている。馬琴は作家としては食べてゆけないのでかたわら医師としての修業経験をいかして売薬製造、販売業を営んでいた。こういう人であつただけに日記のなかでも家族、使用人の病気、服薬についてこまめに記録している。これらの日記のうち1829年（文政12年）、1831年（天保2年）から1833年（天保4年）までの4年間について家族および使用人の病気、治療の記録を拾ってみた（表1）。本表で病人日とは家族・使用人の計6人の病気の記述ある日で延べ日数をいう。もし3人が2日であれば6病人日としている。受診回数とは医師の診療を受けた回数、買薬使用とはある病気に際し売薬を求めたり、あるいは自家の売薬を使用した回数である。

この内容をもう少し詳しくみてみる。上記の期間のうち1829年と1833年の2年について

*1 本内容の一部は日本薬学会第113年会薬史学会にて発表した。

*2 藤沢薬品工業株式会社 Fujisawa Pharmaceutical Co., Ltd. 2-1-6, Kashima, Yodogawa-ku, Osaka 532.

表 1 馬琴における受診と買薬使用。

病人日	受診回数	買薬使用
1829年	86	7
1831年	89	10
1832年	84	0
1833年	58	8
		14
		25
		15
		11

どういう時に受診し、また売薬を使ったか表2にまとめた。

馬琴の場合は大事な跡取り息子が病弱であったため、とくに長男の病気には気を遣っている。本人はじめ妻、下女には受診はめったにない。大抵は自家製の売薬の投与で済ましていた。

(2) 松崎慊堂の場合

慊堂の20年分の日記、すなわち1825年(55歳)から1844年(74歳)までについて病気の記録を拾ってみた²⁾。表3はいずれも年平均の数字である。

慊堂の場合はほとんど自分のことしか書いていないので、表3中の数字は本人ひとりの場合とみなしてもいい。それぞれ5年分ずつまとめ、その年平均値をとった。病日とは通常は病気で臥せている日である。60~64歳で70日というのは脱肛でほぼ半年間寝ていたから大きな数字が出ている。また最後の70~74歳は老齢で死去するまでであるから当然多くなる。病日/回数とは1回の病気で寝込んでいた日数をいう。これが大きいほど重症ということになる。この表でみると病日/回数の

大きいときには医師の受診が多く、逆に小さい時は受診回数が減り、それに反して買薬回数が高くなることがわかる。

慊堂は当時の儒学者は同時に医師でもあったということから、かなり医薬に関心を抱き、また医師の知人も多いので、いったん寝込むと複数の医師が往診にくる。最後のときは3~4人の医師が入れ代わり立ち代わり来ているという状態であった。

(3) 考 察

馬琴の場合は家族の中でも長男の病気には特に気を遣っており、これが女性であると、それが妻であろうと下女であろうと簡単には医師の治療は受けさせず売薬で済ませるのがほとんどであった。もっともそれらには疾患による治療の難易度、それぞれの健康状態の違いはもちろんあったであろう。それとは逆に慊堂の場合は家族の記述は少ないが、下女でも診療は受けており、疾患の内容にて直りにいく場合は医師の治療を受け、時には過剰と思われるほど複数医師の並行治療を受けている。

共通して言えることは日常の軽い疾患、かぜ、腹痛、きりきず、やけどなどは売薬で、あるいは自ら薬を調合して済ましていていることである。このパターンは現在においても異なることなく医師による受診と売薬の棲み分けがなされていたといえよう。

馬琴の読本『椿説弓張月』(1807~1811年刊行)は馬琴らしく薬の投薬のことはしばし

表 2 馬琴における受診と買薬使用の詳細

1829年 [受診の場合] 長男 痰・咳5回、長男 癖症1回、孫 水瀉1回
[売薬の使用] 長男 養生、妻 癖、本人 鼠かまれ、下女 腹痛
1833年 [受診の場合] 長男 胸さしこみ7回、長男 口痛1回
[売薬の使用] 本人 下痢、下女 腹痛、妻 食滞、孫 かぜ 養生

表 3 慊堂における受診と買薬(年平均値)

年齢	病日	病回数	病日/回数	受診回数	買薬回数
55~59	14.8	7.4	2.0	1.4	1.6
60~64	70.0	12.8	5.5	6.2	1.0
65~99	22.4	7.4	3.0	4.0	1.6
70~74	68.0	9.6	7.0	14.0	1.0

ば出てくるが、切り傷のような軽症では携帯する膏薬を使い、重要人物でまた生命にかかる重症では山の中とはいえ医師を登場させている。これは先に紹介した日記における実生活の場合とよく一致している。

調査したのはあくまでも豊かな江戸の真ん中のことであるが、農山村においても程度の差はある、受診と売薬の使い分けは行われていたようである。

塚本は村の医療環境について「医師を招くほどではない不調には灸治や湯治が試みられ配置売薬と家伝の薬もあった。祈禱や呪いの併用例もあるが、それは多くの医師に見放された場合の最後の希望といった位置にあった」と記述し、医薬への依存傾向が17世紀には都市から村にも及び、農山村における医師、医療の状態は都市部とさほど差はなかったと述べている³⁾。

一茶（1763～1827年）の『父の終焉日記』（1801年）は重体で臥す父親の看病日記であるが、医師の処方する薬を煎じ服用させている場面が常に出てくる。信州の奥地であるが重症者治療の典型的なパターンを示している⁴⁾。

配置売薬自身は次に示すように主として医師のいない辺地を中心に販売活動をしているが、それにあたっては使命感というものを持っていた。ここで例としてあげるのは「泉湧寺薬龍丸」の販売地域についてである。

売薬業者が「泉湧寺薬龍丸」を売り広めるにあたり奉行所側と事前に調整している文書の中に僻地の無医村地区の人々を助け、また医師にかかりぬ困窮者を救うためという部分がある⁵⁾。「山附辺土之村々ニ至候而者医師等も無之、且医師有之候共遠くニ而俄相救ふ之実無之、或ハ困窮人医を請儀も難成もの共一廉之助相成り、（略）」（1858年）。これは配置売薬販売の考え方を示しているといつていであろう。

3. 旅と売薬の携帯

神農感応丸の能書き（江戸末期）には次のように薬の携帯と疫病予防についての記述が

ある⁶⁾。

「他国に行く人此薬たしなみて身ににほひあるか又ハ用ひて口中ニにほひある時やくびやうをうけす はやりものうつらず しやうかんりびやう病む人をかんびやういたす時此薬を用ひ又ハはなのあなたにぬりて取り扱へばその病うつらず」

また、品名が明らかではないが、ある能書き（江戸末期）には⁷⁾、

「旅にはことさら朝夕に用ふべし。癪夢毒氣とて山野には毒氣のある時などはその邪氣をはらひ雨湿を去り 病むことからしむ水の替わり、酒の二日酔くだりはら食傷あたりても、物にあたりたるによし 旅中には必ず用ふべき薬也」とある。』

先に例としてあげた神農感応丸は発売意図を「右御薬調合の意趣は医師薬店これなき辺鄙の郷里又は旅宿船泊の人々急症あらん時の一助のため…」と携帯の必要からきたと説明している。

前の報告にて触れたが、20種の能書きの中、携帯をすすめているのは5点あり⁸⁾、また『浪華買物独案内』（1820年）の広告の中では「道中たっしゃ薬」「消毒散」が旅専用の薬と宣伝しているものすらある⁹⁾。

旅にでかける時には売薬を餞別に贈ったり、あるいは必携薬につき当時の旅行案内書はページを割いている。これらについては以前の報告にて触れたので詳述を避ける¹⁰⁾。

4. 売薬業者の企業家精神

売薬の宣伝がどのように行われていたか、当時の売薬業者の意識を推察する意味で宣伝活動的一面を取り上げる。売薬の宣伝活動にはいろんな場面があり、多彩であったが、ここでは商品案内書の広告宣伝文に注目したい。売薬の広告を見るとその売薬の処方のいわれ・由緒を書いている場合が多い。これについて『浪華買物独案内』の広告を調べてみた。本書は385点の売薬の広告が出ている。そのうち、処方の由来を記載しているのは145点あった。その内訳は表4のとおりである。御免というものは由来というよりも幕府許可とい

表 4 『浪華買物独案内』における売薬の由緒表記

家伝	51(点)
御免(幕府)	33
海外	20(内訳: 西欧12, 朝鮮5, 中国3)
皇室	17
医師	14
神仙仏	10
合計	145

表 5 『浪華買物独案内』における御免の表記

商業種	全軒数	表記軒数	表記率
薬業以外	おしろい商	25	12
	昆布商	12	2
	印判司	28	2
	鏡司	10	2
	朱座	3	1
	てぐす商	4	3
	ポンプ細工師	5	5
	合計	87	27 31%
薬業(製薬之部)		262	48 18%

う立場に近い。皇室についても同様である。これらは文字だけでなく皇室のように菊の紋章を表しているのも含めている。

この御免の表示について権威の利用という説があるが、果たしてそうだろうか。試みにこの『浪華買物独案内』に記載されている薬業以外の幕府公認の組合届け出商業(株仲間を結成している)について調べてみた結果(表5), いずれについても同様に御免表示はしており表記率で見れば薬業以外の方が薬業を大きく上回っている。

江戸時代末期ということはあるが、薬の商売だけが権威を利用していたとはいいがたいのではないかと判断した。なおこの『浪華買物独案内』では江戸時代であるから当然かも知れないが、「官許」の表記は1件もない。

江戸時代も後半になると薬の商売は旧来の権威を借りるよりももっと先を歩んでいた。蘭学を始めとして西洋の科学、知識が入ってくると早速彼等はこちらへ目を向けたのである。なるほど御免の数字は高いが、それよりも海外の西欧を標榜している12という

数字をもっと高く評価したい。これは他の業種には見られない独特の現象である。

この江戸時代の売薬業者の企業家精神は前に示したように顧客のニーズを積極的に取り入れて果敢なマーケティング活動をし、また商品開発にも熱心であり、これが明治に引き継がれ、売薬黄金時代を迎える下地となつたのである。

5. 結論

(1) 売薬と医師の調剤薬との間では江戸時代すでに棲分のパターンが形成されていた。

(2) 売薬は地方では無医村地区に医療を届ける役目を果たしたが、都市部におけると同様に程度の差はある医師処方薬との棲分はなされていた。

(3) 売薬業者には販売者間の競合があり、商品の差別化が求められた。それには顧客の要求を先取りして商品に反映して差別化するのが常道であり、使用に便利な剤形の開発へと向かった。

(4) 宣伝媒体にて売薬業者は企業者としての主張をし、旺盛な企業家精神の一端を表した。

謝辞

学会発表にあたり大阪市博物館展示品『商人買物独案内』撮影の便宜を図っていただいた同館学芸員 山崎剛先生に感謝いたします。

参考文献および注

- 1) 暉峻康隆他校訂: 馬琴日記 第1巻~第4巻, 中央公論社, 東京(1973).
- 2) 山田琢訳注: 慶堂日曆 1~6巻, 東洋文庫, 平凡社, 東京(1970).
- 3) 塚本 学: 日本の近世 第8巻 村の生活文化, 中央公論社, 東京, p. 311 (1992).
- 4) 伊藤正雄校注: 小林一茶集, 日本古典全書, 朝日新聞社, 東京(1953).
- 5) 奈良県薬業史編纂審議会編: 奈良県薬業史資料編, 奈良県薬業連合会, 奈良, p. 168 (1988).
- 6) 富山市売薬資料館収蔵品による。
- 7) 富山市売薬資料館収蔵品による。

- 8) 服部 昭: 薬の携帯とその容器の史的研究 (9), 薬史学雑誌, 27, 78 (1992).
- 9) 大阪経済史料集成刊行委員会編: 大阪経済史料集成第11巻, 大阪商工会議所 (1977).
- 10) 服部 昭: 薬の携帯とその容器の史的研究 (1), 薬史学雑誌, 24, 155 (1989).

Summary

A patent medicine and prescribed one coexisted in the Edo period, as they do in these days. A patent medicine was generally taken for curing slight illness and

a prescribed one was used for curing serious one.

As the former was more useful for carrying and taking it than the latter, a patent medicine was spread not only in town, but also in the country.

Manufacturers of a patent medicine were eager to develop new markets for it and they were also active to innovate new preparations which were convenient for taking it and carrying it.

薬の携帯とその容器の史的研究 (11) 江戸時代における売薬と薬の携帯 (その2)*1

服 部 昭*1

The Way for Carrying Medicine and Its Containers (XI)
“Dosage Form of Patent Medicine in the Edo Period”

Akira HATTORI*2

(1993年4月27日受理)

1. はじめに

医師調剤薬と売薬の剤形分布は異なり、売薬は医師調剤薬にくらべ固形製剤が圧倒的に多く、これは服用の容易さと携帶に便利という点で、煎じ薬とは別の役割を担った。煎じ薬は医師から投薬された薬として患者には信頼されていたようである。しかし家でそれを調製するのは手間のかかる仕事であった。本報告では売薬の剤形分布と患者における薬の服用、携帶を取り上げる。

2. 調査結果

1) 売薬と調剤薬の剤形分布

剤形といつてもここでは品名・処方名からの推定であって、いずれも現物を観察して厳密に調べたわけではないことを予め断っておかなければならぬ。

① 売薬の場合 (表1)

売薬では商品リスト、広告を中心に調べた。次の3つの書物によった。

大阪『浪華買物独案内』(1832年)¹⁾掲載商品 385点、江戸『江戸買物独案内』(1824

年)²⁾掲載商品 339点、金沢『ちどり杖くすり編』(1859年)³⁾掲載商品 207点、合計931点。

ここでは半分の薬剤が固形製剤であり煎剤が10%程度ということに注目したい。これが多いか、少いかについては医師の処方する薬剤と比較してみなければならない。

② 医師の調剤薬 山科言経の場合

医師の調剤記録として発表されている例はあまり多くないので、時代がやや早いが、ここでは山科言経と保生堂の例を取り上げる。

山科言経(1543~1611)は朝廷に仕え故実、音楽に通じていたが、そのかたわら診療・調剤行為をしており一時期ではどちらが本業かと思わせるほどであった。毎日の診療、調剤の記録は日記の形で詳細に記されている⁴⁾。日記の中から、任意に1カ月を取り出し、その調剤実績から剤形を集計すると表2のとおりである。言経の処方は中国医書中心であり、局方品的な製剤が多い。固形製剤が極端に少ないのが目立つ。

③ 医師の調剤薬 保生堂の場合

保生堂は安芸国大朝村の医療施設で進藤周

*1 本内容の一部は日本薬学会第113年会薬史学会で発表した。

*2 藤沢薬品工業株式会社 Fujisawa Pharmaceutical Co., Ltd. 2-1-6, Kashima, Yodogawa-ku, Osaka 532.

表 1 売薬の剤形分布

剤 形	剤(件)	構成比(%)
固形(丸 211, 円 131, 丹 103, 錠 4, 練・子 16)	465	49.9
煎湯剤(湯 73, 振出 9, 煎・飲 7)	89	9.6
散	70	7.5
膏・油	51	5.5
眼膏・眼洗い	22	2.4
その他	66	7.1
不明	168	18.0
合 計	931	100

表 2 山科言経の調剤による剤形分布
(1592年(文禄元年)8月の1ヶ月の調剤実績から)

剤 形	剤(件)	構成比(%)
煎・湯剤	127	70.9
散	35	19.5
固 形	1	0.5
その他	3	1.7
不 明	13	7.3
合 計	179	100

岱(1756~1823)が1777年開業以来代々にわたり地区の診療に当たっていた。ここでは土井が発表した論文により1815年に初代進藤周岱が『回生録』に残した記録にて1年間427人の患者に処方した薬剤の剤形を集計してみた⁵⁾。詳細は表3の通りである。この医師は研究熱心で患者の症状に応じ処方をいろいろ検討しながら投薬しており、独自の処方も含まれているという。固形製剤が非常に少ないということがわかる。

2) 薬剤の調製と服用

江戸時代の文学作品に現れた薬使用の実態

表 3 保生堂の調剤による剤形分布

剤 形	剤(件)	構成比(%)
飲・湯	830	88.6
散	47	5.0
固 形	33	3.5
その他	2	0.2
不 明	25	2.6
合 計	937	100

につき、歌舞伎脚本作者四世鶴屋南北(1755~1829年)の作品79本について、薬を使う場面を拾いだしてみた⁶⁾(表4)。

医師の調剤では煎じ薬が、また売薬では固形内服剤、そして膏薬がそれも多い。また、固形製剤内服の方法では、作品中に12例あり、白湯8、酒2、天水1、水1で服用となっている。なお、粉薬(南北は散とはいわないですべて粉薬になっている)の服用は7例あるが、そのいずれもが茶碗にまず粉薬をいれてそこへ白湯を注ぎ、よくかきまわして服用という方式である。

煎じ薬の調製場面は多い。その方法は表5のとおりである。

表 4 剂形分布と医師調剤薬と売薬の区別(件数)

	医師調剤薬	売薬	不明	合計
煎じ薬	14	6	3	23
振出し	0	2	0	2
固形内服	2	8	0	10
粉薬(散)	3	4	0	7
膏 薬	2	9	0	11
その他	2	3	0	5
合 計	23	32	3	58

表 5 煎じ薬の調製

加温装置	七輪 13, いろり 2, 火鉢 1, 不明 4, 計 20
加温容器	薬鍋 7, 土瓶 7, 薬罐 1, 土鍋 1, 不明 4, 計 20

3. 考 察

1) 売薬の剤形分布

売薬と対照して取り上げた医師の調剤薬との剤形比率では、売薬において固形製剤の占める比率の圧倒的な高さに注目しなければならない。なぜ、売薬では固形製剤が優位を示していたのか。漢方医療に対する十分の知識を持ち合わせていないので、ここでは製剤上及びマーケッティングの見地より次の点を売薬における固形優位の背景としてあげたい。

- ア 売薬を求める場合は自ら疾患を定めたうえで、それに対する薬を求めた。したがって、患者の症状に応じて処方を定めるのではないので、売薬では処方を固定することができた。
- イ 売薬業者には企業者として商品の付加価値の向上、基本的には量の特定化、分割であるが、これは商品に施すべき当然の作業であった。
- ウ 売薬業者には販売者間の競合があり商品の差別化が求められた。業者は顧客の要求を先取りしてそれを商品に反映した。
- エ 売薬は一定期間の保存に耐える必要があり、そのための加工が必要であった。これにより売薬の業者は顧客の必要、要求に応じ分割と使用に便利な剤形の開発へと向かった。そこで多く使われたのが固形製剤であると断定したい。

固形薬というのはあくまでも内服の場合であるが、外用で意外と多いのは膏薬の利用である。この膏薬というのは一種の軟膏・塗薬と見るべきであるが、外傷や皮膚病にはかなりこれが使われている。『浪華買物独案内』(1832年)の薬の広告から全品目385点を主要薬効で分類してみたがその結果は表6の通りであった。これにて膏薬の治療域のかなりあることが理解出来よう。なお、江戸時代の薬

表 6 『浪華買物独案内』中の売薬の主要薬効

内科系	161 (循環器系43, 消化器系39, 中枢神経系34, 呼吸器系25, 栄養・強壮20)
外科皮膚科系	51
小児科系	36
産婦人科系	32
歯科系	12
眼科系	9
その他	8
不 明	76
合 計	385剤

効を現代の感覚で疾患別に類型化することはやや無理な点のあったことを断っておく。

この外科皮膚科系51剤というのは主として膏薬、外用油剤などである。

ここでは売薬業者の市場活動の結果としての剤形開発、商品化を取り上げたが、これはあくまでも江戸や大阪など都市部での話である。農山村では売薬の浸透はかなりあったようではあるが、都会のようにはゆかなかったであろう。民間医療で近辺の草木を薬として利用する場合も煎じて服用というケースも多かった。天明の飢饉のとき幕府が奉行所に通達した望月三英、丹波正伯の処方は古来中国医書に伝わるものではあったが、材料は近くで調達できる民間医療に近い内容のものであった。この処方も煎じて服用が大半を占め、他は碎いて若しくは植物の汁を服用するというものであった⁷⁾。これは華やかな都市部から離れた農山村での服用の一つの例ではないかと考える。

なお、医師の立場で緒方は『杏林内省録』にて述べているが、内服における固形製剤というのはあくまでも煎じ薬の補助手段であって、效能の点では煎じ薬がはるかに優れているという。これが医師一般の固形製剤=売薬觀でもあった⁸⁾。だから、医師が治療に売薬を使うことは恥ずかしいことであり、また仲

間から貶まれていた。

2) 薬を煎じる光景

文学作品に現れる煎じ薬を作る（煎じる）場景というのはどちらかと言えば病人を抱え悲惨な暮らしを送っていることを表している場合が多い。また、南北の作品でも場面設定に破れ壁、七輪でバタバタ火を起こし欠けた薬鍋で煎じる行為は良く使われる。おおむね病人を抱えた悲惨な暮らしを表している。薬を煎じるというのは内藤丈草（1662～1704）の句「朝霜や茶湯の後のくすり鍋」のように重い病には欠かせない一種の儀式の如くであり、これを決して忌避していたとはいえない面もある。手間隙かけて薬を煎じるのであるが、しかしそれが面倒であるという表現はあまり見受けない。中には朝からかかりきりで焜炉にくっつき煎じて叱られる話もあるが、当時の生活環境からこの薬煎じが一つの仕事になったことは容易に想像できる。重い病気では医師の診察を受け煎じて薬を呑むのが当然かのごとく受け止められており、それは今日の一部での注射信仰を思わせる。それを物語る一つの例は南北の作品の中で煎じ薬を調製中ふきこぼれる光景があるがその時、回りの人はこれは病人の早い回復をしめす縁起のいいことなのだというのが2回も出てくる⁹⁾。『春色梅暦』（1832～33年刊）では主人公丹次郎の病氣見舞いにきた米八が薬煎じに手をかける光景は病人と見舞人との深い愛情関係を盛り立てて一つの場面を構成している。この場合も医師の調剤によっている¹⁰⁾。「煎じよう常のごとし」は江戸時代の決まり文句になっており、煎じ方はかなり浸透していたと推察される。曲直瀬道三あるいは貝原益軒などは煎じる容器、火力、燃料、使う水等につき詳しく述べているが、文学作品の中できほどこれらには気を使っていない。

煎じ薬の味は決していいとはいえない。高井几董（1741～1789）の句に「目ふたいで苦き薬をすりける」があるが、良薬は口に苦いものであった。

3) 固形内服剤の服用

煎じ薬のような液剤は別として丸、散など

の服用には白湯の利用が大部分であった。たとえ野外であっても白湯を民家へ求め歩く光景がある¹¹⁾。南北の場合も服用には大部分が白湯であるが、何らかの液体を用いるのは確実に行われていた。茶を使うのは南北では出てこないが、能書きの中には白湯なければ茶を用いてよしというのもある¹²⁾。白湯について人見必大『本朝食鑑』（1679年）では白湯そのものの飲用を千載不易の養生術であると高く評価している¹³⁾。しかし、貝原益軒や小野蘭山のような本草学者は水の種類は多く記述しているが薬服用の水には触れていない。奈良伝香寺豊心丹の能書きでは服用する際の液体について疾患別に白湯、生姜汁、薄荷の煎じ汁、酒などをあげている¹⁴⁾。

小児投薬に対し神農感應丸の能書き（江戸末期）の記述はまことに親切である。その一部を引用する。「薬をきらふ子にてもくひものにませ入れてもちゆべし 乳飲み子などののみかねる子には口中にてよくかみつばとともに口よりすぐにのませてよし」¹⁵⁾。

なお、薬を煎じる際、井花水を用いること、あるいは固形剤を酒で服用することは『金匱要略』など中国医書に出てくるので、多分にこれらの影響を受けていると予想される。もちろん剤形分布についても中国の影響は無視できないであろうが、今回は詳細を調べていない。

4) 薬剤の使用性

富山壳薬の剤形も同様に固形製剤の比率が高いが、その商売では価格が低廉で利用に便利であることが必要であった。この便利さといふのは服用のみならず、いつでも手元にあるという広い意味の便利さをいうのであろうと解釈する¹⁶⁾。

それでは固形製剤は服用に便利で患者顧客から望まれていたのかという問題がある。まだ、この点を明快に論じた江戸時代の書物には接していないので、現代の眼からの判断が入るのは避けられないが、熱源の不自由な当時では煎じて服用する場合と既製の固形製剤を服用する場合とでは手間の違いは歴然としている。

これは1876年（明治9年）でやや時代がずれるが、富山で売薬会社を設立したときの目的の中に「泰西名医ノ発明スル所ニシテ、而モ田翁野姫其ノ効記ヲ一見シ、以テ服用スルモ冰炭鳥驚ノ誤リナキ純良ノモノヲ」というのがある。この記述は江戸時代売薬の延長として、売薬の特長である服用の簡便さにも言及したものといい得るであろう¹⁷⁾。

薬の携帯でも万事が固形ではなく、上層階級にあるものはわざわざ煎じ薬のセットを持参して旅先でこれを用い服用することはあった。その場合、調製に時間がかかり面倒な仕事であったことは指摘されている¹⁸⁾。緒方は『杏林内省録』にて藩医が藩主の命を受けて山野へ出掛ける時、山中で煎じるための道具を携帯してゆくのは医師の常識であると述べている¹⁹⁾。

4. 結 論

- 1) 医師は煎じ薬を投薬し、売薬は固形製剤というように両者の薬剤は分かれていた。
- 2) 文学作品では煎じ薬を服用するのは重い病気を表現する一つの方法であり、また病人を抱えた貧しい暮らしの象徴でもあった。
- 3) 患者にとって煎じ薬とは医師の薬として固形製剤より上に位置し、煎じ薬信仰に近いものも見られるが、煎じ薬の調製は家の面では手間のかかる仕事であった。
- 4) 固形製剤の服用にあたっては白湯の使用が確実に行われ、まれに酒も使われた。
- 5) 売薬のセールスポイントは使用の便利さにあった。

参考文献および注

- 1) 大阪経済史料集成刊行委員会編：大阪経済史料集成第11巻、大阪商工会議所（1977）。
- 2) 西山松之助：江戸町人の研究（3）、吉川弘文館、東京、p.486（1974）。
- 3) 三浦孝次：加賀藩の秘薬、石川県薬剤師会同書刊行会、石川、p.208、挿込（1967）。
- 4) 東京大学資料編纂所：言經卿記、第6巻、岩波書店、東京（1969）。
- 5) 土井作治：近世後期における医療思想の基盤（III）、実史研究VII、思文閣出版、京都、pp.47-49（1991）。
- 6) 郡司正勝他編：鶴屋南北全集、第1巻～12巻、三一書房、東京（1971-1974）。
- 7) 古事類苑方技部、吉川弘文館、東京、p.814（1982）。
- 8) 森銑三他編：杏林内省録、続日本隨筆大成第10巻、吉川弘文館、東京、p.69（1980）。
- 9) 藤尾真一他編：鶴屋南北全集、第5巻、三一書房、東京、p.364（1980）および同第10巻、p.153（1973）。
- 10) 古川久校訂：梅曆上、岩波文庫、岩波書店、東京、p.25（1951）。
- 11) 紀山人：仇競今様櫛、人情傑作集、帝国文庫、博文館、東京、p.453（1928）。
- 12) 富山市売薬資料館収蔵品による。
- 13) 島田勇雄訳注：本朝食鑑1、東洋文庫296、平凡社、東京、p.13（1976）。
- 14) 奈良県薬業史編纂審議会編：奈良県薬業史資料編、奈良県薬業連合会、奈良、p.230（1988）。
- 15) 富山市売薬資料館収蔵品による。
- 16) 富山県：富山県薬業史通史、丸善、東京、p.197（1983）。
- 17) 同、p.478（1987）。
- 18) 中村幸彦校注：近世隨筆集、日本古典文学大系96、岩波書店、東京、p.313（1965）。
- 19) 森銑三他編：杏林内省録、続日本隨筆大成第10巻、吉川弘文館、東京、p.192（1980）。

Summary

In the Edo period, there were a prescribed medicine and patent one. The former was liquid preparation to be decocted and the latter was solid one. It took a lot of time to prepare a decoction medicine and it was troublesome work.

A scene where a person was preparing a decoction medicine in a tumble-down house for a patient was often described in literature of the Edo period to express that they have a serious patient by a novelist.

On the other hand, a solid preparation was handy to carry it and convenient for taking so that it was accepted by customers.

ポーランドの薬学の歴史

奥田 潤^{*1}, 奥田 陸子^{*2}

History of Polish Pharmacy

Jun OKUDA^{*1} and Rikuko OKUDA^{*2}

(1993年2月4日受理)

ポーランドのポズナニ大学薬学部とパリ第11大学薬学部を卒業したモニカ・デブスカードネ (Monika Debska-Donnet) 女史が1991年、彼女の母校であるパリ第11大学薬学部へ「ポーランドの薬学の歴史と薬に関する歴史的工芸品」という国家薬学博士論文¹⁾ を提出した。ポーランドを含め東欧の薬学の歴史はどの様なものであるのか、第一次、第二次世界大戦に翻弄されたポーランドの薬学の歴史は日本にほとんど知られていないので、上記論文を翻訳することにした。原文の翻訳文は本紙60頁近くの大部²⁾ のものであるので、ここではそれを要約した。以下ポーランドの薬学教育、薬局、薬品工業の歴史および、戦後つくられた薬博物館などについて述べる。

1. 薬学教育の歴史

ポーランドでは薬学の初期の頃は薬局で働く者、または薬局を開局しようとする者に対しては、調剤師の店（後にそれが薬局となつたわけであるが）で薬学の教育が行われていた。

ヨーロッパでは1119年ボローニヤ（イタリー）に初めて大学ができるから、モンペリエ（1180年）、パリ（1215年）、ケンブリッジ

（1223年）などに大学がつぎつぎ設立されたが、ポーランドでは1364年にクラクフにヤギェロインスキ大学が設立された。その後、1570年ヴィルノ（現在リトアニア）にステファン・バトリ大学が、1817年にワルシャワにワルシャワ大学がつくられた。1773年に国の教育委員会が生まれ、1783年に至ってようやくクラクフのヤギェロインスキ大学に薬学部がつくられ、ポーランドの大学における薬学教育が正式に始まった。

初代の薬学部長はクラクフの医師であり薬剤師であったJ. シャスター（1741—1793）で彼がこの国薬学の基礎を築いた。

講義は水理学、化学、毒物学、食品学、およびガレヌス薬学について行われ、実習はボド・スウォンツェン薬局で行われていた。彼の死後、J. サヴィチエフスキ（1762—1825）が薬学部長となり、道義学と薬史学を加えて薬学教育の充実を図った。

1817年ワルシャワ大学に薬学部が医学部と併設されて出来た。

1832年ポーランドはロシアに併合され、滅亡した。そのため学生は1969年まで大学の代わりにつくられた準高等教育の学校で薬学を学んだ。

^{*1} 名城大学薬学部臨床生化学教室 Department of Clinical Biochemistry, Faculty of Pharmacy, Meijo University. Tempaku-ku, Nagoya 468.

^{*2} 藤田保健衛生大学医学部 Fujita Health University, School of Medicine. Kutsukake-cho, Toyoake, Aichi 470.

表 1 ポーランドの歴史年表

956	グニアズノの王子ミェシュコ1世治世のポーランド宮廷でキリスト教が採用される。ピアスト王朝の始まり。
1025	ボレスワフ1世がポーランドの国王に。
1138	ボレスワフ3世の死去。ポーランド分割の歴史の始まり。
1320-1370	ラディスラス1世(1320-1333)とその息子カジミエシ大王(1333-1370)によるポーランドの再統合、クラクフが首都になる。
1364	カジミエシ大王によるクラクフ大学の設立。
1370	カジミエシ大王の死去(ピアストの専制君主王国の最後の王であった)。
1385	クラクフにてポーランド・リトアニア連合の結成。
1386	ヴォディスワフ・ヤゲロンの統治の始まり、ヤゲロン王朝の到来。
1543	ミコワイ・コペルニクスの地動説。
1572	ジグムント・アウグスト王の死去、ヤゲロン王朝の終わり。
1573	王の自由選挙の原則の定義、宗教上の平和の保障。
1578	ステファン・バトリー王によるヴィルノ大学の設置。
1596	ワルシャワがポーランドの首都に。
1661	ヤン・カジミエシュ王によるルブフ大学の設置。
1764-1795	スタニツワフ・アウグスト・ボニアトスキの統治、憲法改正。
1772	オーストリア、プロシア、ロシアによる最初のポーランドの分割、一部はポーランドとして残る。
1793	全国教育委員会の設置。
1793	プロシアとロシアによる2回目のポーランド分割。
1794	コシスコの暴動。
1795	3回目のポーランド分割、ポーランドの解体。
1807	ワルシャワ公国の創設、ナポレオン1世による公国の憲法制定。
1815	ウィーン会議後のポーランド王国の新設。
1831	ポーランド独立を目指した11月の暴動。
1864	ポーランド独立を掲げた1月暴動。
1918	ポーランドが再び独立する。
1939	9月1日、ヒットラーのポーランド侵略、第2次世界大戦の始まり。
1945	第2次世界大戦終了。ポーランドはソビエト連合国圏内の社会主义国となる。
1981	12月13日、ヤルゼルスキ将軍によるポーランドの戒厳令宣言。
1989	民主的改革の始まり、ポーランドは市場経済制へと変革する。

1914年第一次世界大戦が始まり、ポーランドは一時独立したが、1920年ソビエトとの戦争が再び始まった。そして、1945年第二次世界大戦が終了後、やっと薬学教育が軌道にのって来た。

1951年ウッジ、ルブリン、グダインスク、ポズナニ、クラクフ、ヴロツワフ、ワルシャワ、ビヤヴィストクに、また1970年にカトヴィツェにも医学アカデミー(薬学部を含む)が出来た。

1957年以来、薬学教育の内容が統一され、規準化されることになり、学生はバカラレアと入学試験を通過した後5年間の教育をうけ、論文を提出して卒業することになった。最後

の2年間は専門別に開局、製薬、薬用植物学、分析化学、環境分析学のコースに分かれ、学生はこのいずれかを選択することになっていた。

1969年政府は薬学教育の内容を現実に見合ったものに改めるために、全ての薬学生が薬局で実習をすること、薬史学、道義学、保健サービス組織および、いくつかの語学の講義をうけることが盛り込まれた。

現在は第3学年の終わりに学生は次の6つのコースの中から1つを選ぶことになっている。

一薬局、製薬、臨床薬学、薬品分析、衛生分析、疫学、薬用植物—

表 2 ポーランド薬史学に貢献した主な薬剤師（伝記風の簡単な注釈）

1. ヘンリク・ブコヴィエツキ (1903-)。ワルシャワの医学アカデミーの植物学教授。薬史学研究家。
2. ヴォジミエツ・グウォヴァツキ (1909-)。薬剤師、歴史家。ポズナニの医学アカデミーで薬史学を教えていた。ポーランドの薬学史に関するオリジナルな著書を多数著している。ロッテルダムにある国際薬史学アカデミー (AIHP) の会員、パリの薬学会会員。
3. テオドル・キクタ (1912-)。薬剤師、歴史家，“ポーランドの薬品工業 (1823-1939)” の著者。ワルシャワの薬学博物館の館長。
4. レオナルド・コスチエンスキ (1852-1930)。薬剤師、薬史学研究者 (大ポーランド=ポズナニ地方) の薬局の研究。
5. スタニスワフ・コシミンスキ (1833-1888)。医師。“ポーランドの薬の辞典” を出版した。その中で、彼は有名な薬剤師についても記述している。
6. パルバラ・クズニッカ (1931-)。女性薬剤師、ポーランド科学アカデミーの薬史学博士。たくさんの本を出版しているが、中でも1972年に出した“薬史学” (レムビエリンスキと共著)、や薬史学の論文がある。ロッテルダムの国際薬史学アカデミー (AIHP) の会員。
7. エドムンド・フランチシェック・マイエフスキ (1857-1935)。薬剤師、ワルシャワ大学の薬史学教授。
8. スタニスワフ・プロン (1892-1970)。陪審員、クラクフの薬学博物館を創設した人。1967年に “ポーランドの薬学博物館” を出版し、薬史学に関する研究論文多数あり。
9. ヴィタノフスキ・ミハウ・ラヴィタ (1859-1943)。薬剤師、民族学者、薬史学研究者、ポーランドの科学アカデミー会員。
10. ロバート・レンビエリンスキ (1894-1975)。薬剤師、ウジの医学アカデミーの教授、薬史学講座主任。1972年出版の入門書 “薬学の歴史” の著者 (B. クジニッカとの共著)。
11. ヴォイチェフ・レスケ (1915-)。薬剤師、クラクフの医学アカデミーの教授。薬史学博物館の館長 (1965-1986)。薬史学に関する本、論文多数。ロッテルダムの国際薬史学会会員。
12. ユゼフ・サヴィチエフスキ (1797-1876)。薬剤師、ヤギエロインスキ大学の教授、ポーランドの化学工業のパイオニア、1825年出版の入門書 “薬学の歴史” の著者。
13. ヴィディスワウ・ソコウォフスキ (1871-1953)。薬剤師、ヴィルノ地方の薬学の歴史研究者。
14. ヴィディスワウ・シュモフスキ (1875-1954)。医師、クラクフのヤギエロインスキ大学の教授。“医学の歴史” の著者。この本に薬学のこととも記されている。
15. エルネスト・スヴィザウスキースリムチック (1843-1918)。薬史学研究者、1882年に発行された薬学の歴史年代記 “古代ポーランドの薬学の歴史概要” の著者 (共著者ヴェンダ)。
16. テオフィル・テュゲンホルド (1856-1939)。ウジの薬剤師、薬史学に関するたくさんの研究がある。
17. カジミエシュ・ヴェンダ (1852-1932)。ワルシャワの薬剤師。薬学の歴史研究家であり、“薬学情報” の編集者。薬史学年表の著者 (シヴィザフスキとの共著)。ナンシー大学のコウザ・オノリ博士。
18. ヤン・フレデリク・ウォルフガング (1775-1859)。ヴィルノ大学の薬学教授。1816年発行のポーランド語の薬学の歴史に関する初めての論文の著者。1820年に、中央ヨーロッパおよびポーランドで初めて薬学の本を書いた。その書名は “ヴィルノの薬学の覚書”。

第4、5学年ではどのコースの学生も共通講義とコース別の講義の両方を受けることになる。

第1学年の終わりに全学生が薬局実習を行うこと、および第4、5学年に職業訓練実習が行われることになっているが、その実習の期間はコースごとにまちまちである。

第5学年の最後の6ヶ月の間に実習の論文を提出して学習は終了する。

現在上記9つの都市に薬学部があり、約4,000人の学生が学んでいる。

2. 薬剤師、薬局の歴史

ヨーロッパでは8世紀の頃に薬の製造と販売の場所としての薬局が現れ、12世紀から16世紀にかけて調剤師の店および修道院の調剤

室という形で増えていった。

昔の記録に見られるいくつかの薬局としては、1135年のプラハの病院薬局、1180年のパリの薬局、1220年のケルンの薬局などがある。ポーランド語の資料によると、ポーランドではキリスト教が入って来た956年以来、調剤の技術は修道院の僧職の手で行われた。最初に薬局ができたのはベネディクト派の僧院であったが、1248年にシュヴィドニッツァについて1287年ヴロツワフに出来た。またクラクフ、トルニ、グダインスクなどにも薬局がつくられた。

昔のポーランドには、ヨーロッパのどこでもそうであったが、町には普通の薬局があり、市町村に属するか、あるいは組合に属していた。

一方、宮廷の薬局の薬剤師は宮廷の人々のためにだけ働くことが出来、王様が移動する時に随行することもできたが、宮廷に留まって薬を王のもとへ届けることも出来た。彼らは宮廷にのみ属し、市町村や組合には所属せず、薬局の敷地を選ぶことが出来、税金を払っていなかった。宮廷薬剤師は、しばしば外国から招かれた高名な医師と接触する機会をもつことが出来た。それ故に、彼らは最新の治療薬の情報を得ることが出来たので、薬学を学ぼうとする者の優れた学習の場になっていた。

16世紀の半ばまではポーランドの薬剤師たちは、それぞれの都市の職人組合に所属していた。しかし、彼らは薬業の発展を規制するような規則が多い中世の同業者組合を離れていった。そして薬業連合会をつくったが、1523年には法律で医師による管理組織に入ることが決められた。

1527年グダインスク市では王が公営の薬局を開設し、私立の薬局を閉鎖しようとしたが、1554年以来、薬局の専売制は再びくずれて私立の薬局が出来始めた。

16世紀の終わりには人口4万人のこの市に3つの私営の薬局と1つの公営の薬局が存在した。

17～18世紀の薬局は薬業の黄金時代であった。17世紀にはK.アカンテキ（クラクフ大学学長）、ピパン（パドウ大学学長）、M.マリアニ（ワルシャワ市長）など多くの薬剤師が要職を務めた。そして薬剤師についてのいくつかの法律が出来た。たとえば、

—1768年、出産に際して用いられる薬の費用は国が負担すること。1775年、各病院に隣接して公営の薬局を設け、該病院の医師の一人がその薬局およびその地域の全ての薬局を監督すること。1778年、複数の薬局がある市町村には薬局の協会を設けること、この協会は薬局間の科学知識の交換を目的とすること。医師の処方箋によって交付される強い作用をもつ毒物のような薬と、自由に販売できる薬を分類すること。—

などの改革が行われようとした。しかし、実際には全てがうまくいったとはいえない。政治的、経済的にたくさんの問題がそれを妨げ、1795年から120年にわたってポーランドはその独立性を失うことになった。

19世紀になってナポレオンの統治の時代、ポーランドの一部はワルシャワ公国になっていた。1815年以後この公国はポーランド王国となり、1802年この王国は薬局に関する次の法律をつくった。それによると、

—免許を持つ薬剤師、あるいは免許制度前の薬剤師だけが薬局をもつことができる。
—行政の許可がなければ薬局を移転できない。

—薬局で働く調剤助手の数は薬剤師の数と同数かあるいはそれ以下でなければならない。

—薬の販売は公定の価格を守らなければならない。

—処方箋は3か月間有効である。

—劇薬ないし毒物は特定の場所に保管し、そこには秤と検査手引を備えていなければならない。

などの項目がある。

さらに1884年には

—薬局の新設、売却、相続、管理について
—薬業の監督制度

—薬局で働く者の教育について

—一人の薬剤師は一つの薬局しか所有できない

また、薬剤師について

薬局に図書室、新しい機器を備えること。
職業上の秘密を守ること。

などの法律がつくられた。

1918年、ポーランドはオーストラリア、プロシア、ロシアに占領されていた地域と、ロシアに従属していても特別の法規をもつ元ポーランド王国地域の4つの部分に分かれていて、薬局についても地方ごとに4通りあった。

1938年3月25日に、薬局の業務に関する法案だけが国会を通過した。

その法案には、

—免許を持つ薬剤師はバカラレア取得後4

年間の高等教育を受けること、それ以上の教育を受けて博士号を取得することも出来る。

一最終学年に1年間薬局実習をすること。
一薬剤師会へ登録すること。
などが決められた。

その後始まった第二次世界大戦終了後、1945年ポーランドは社会主義国となり、1950年以後薬局は見返りを受けることもなく国家に取り上げられてしまった。

1988年の統計によると、1987年にはポーランドに5,631の薬局があり、そのうちわけは次の通りであった。

3,495：市内の薬局および病院薬局

1,834：特許製剤の販売所

32：監獄の薬局

従って人口10,800に対し、一つの薬局があつたことになる。

1987年にはポーランドの薬局には8,143人の薬剤師と7,710人の調剤助手がいたと報告されている。

1990年以後、ポスト共産主義の新政府が採用した民営化政策を受けて大部分の薬局が民営化した（80%が民間薬局）。

薬業監視機関の統計によると、

1991年10月1日ポズナニ市には民間薬局128、国営薬局26、1990年ワルシャワ市では薬局230であったが、現在は300になっている。

また民間の卸商は500社である。

3. 薬品工業の歴史

ポーランドの薬品工業は19世紀に発展した。

ポーランド資本を基盤にしての経済発展は占領国のそれとの戦いであった。占領国はポーランド企業の出現を喜ばなかつた。

1815～1870年、薬局を母体にした小規模な工場が生まれ、人工的な鉱水の生産を行つた。

• ロシアに占領されていた地域（ポーランド王国）

1822年、薬剤師L.スピエスがガレスス製剤、化学薬品と化粧品および肥料をつくる会社を創設、ロシアに向けて輸出した。

1860年、H.クラベ薬局は薬の製造所をつくり、後にダイエット製品、臓器液療法薬、血清およびワクチンを生産した。

1884年、薬剤師ゲスナーは糖衣錠、細粒丸薬、皮下注射用の溶液、ヨーグルトなどを製造。

1889年、モトー社には13人の薬剤師がいて、薬剤、試薬、化学薬品、鉱水の製造を始めた。

• オーストラリアに占領された地域（マラポルスカ）

ヴィーンやプロショから原料を入手することが出来、薬局の実験室で小規模な薬の製造が行われた。例えば1880年代から1914年までの間にルブフの薬局の中の14の実験室で薬がつくられていた。

ズウォチュフの薬剤師M.ザフラドニクの薬局では薬用ブドウ酒、エッセンス、カプセル、ゼラチン玉や丸剤、錠剤などを製造し、輸出し、その功により1896年にプラハで金メダルを授与された。彼は1894年、1911年にそれぞれ薬学雑誌を編集した。また、彼は1gより小さな単位の分銅を形で見分けることが出来るようにした最初のヨーロッパ人であった。

1899年、ルブフでは薬剤師がトレン（酸素）という名の会社をつくり、合成医薬品、過酸化水素水、化粧品、衛生用品を生産した。

19世紀終わりにはクラクフ市では、20の薬局が薬品を製造する実験室を備えていた。例えば、

“金の虎の下”薬局：シロップ剤・染料、膏薬 “金の象の下”薬局：臓器液療法薬 “金の三つ星の下”薬局：グリセリンのカプセル、サリチル酸、アンチピリン、プロム化合物

などを造っていた。

1893年クラクフではバスツール研究所と共同で血清とワクチンの製造工場がつくれられた。

• プロシアに占領された地域（ヴィエルコポルスカ）

ドイツ国王はドイツ産業保護のために、ポーランドに属する地域の産業、特に化学産業の発達に厳しい制度を課した。第一次大戦前に8つの薬局と小さな薬品製造会社があったことがわかっている。1869年に薬剤師 R. バルチコウスキによって開かれたこの会社は、薬や化学薬品やその他の薬局製品を製造した。

○1918～1939年（2つの大戦に挟まれた時期）

第一次世界大戦が終わってポーランドが再び主権を得た1918年よりも前に、ポーランドの薬品工場は破壊され放棄されて、62が残っていた。

しかし、1939年には352の薬品会社があり、2,000品目の薬品を生産していた。すでに19世紀にでき始めていた株式会社がこの時期に再び台頭した。

ワルシャワのスピエス社がロース・プロン社（フランス）と提携して、1933年には450人を雇用しており、そのうち10名は技術者、16名は薬剤師、6名は医師、1名は臨床検査技師であった。

この会社は亜磷酸、スルファンアミド剤を売り出した。ワルシャワのクラベ社は臓器液療法薬や、血清やワクチンも製造していた。

クトノ市にはモトー・アルカロイダ社があり、モルヒネ、コデインなどをつくりてポーランドの需要を充たした。

○第二次世界大戦以後～現在まで

終戦の1945年、国営の製薬工場の80%は破壊された。1950年、戦前からあった工場を再建して国営とし、ポーランド薬品工業協会ポルファに再び統合された。ポルファは13の工場と2つの研究所（抗生物質研究所と薬品研究所）と1つの企画設計事務所と1つの科学情報センターからなっている。

ポルファは1970年、ポーランド国内需要の67%を充たしていた。その他、生薬製造業と薬業組合がそれぞれ需要の5%、7%を供給し、残りの21%は輸入されていた。

1990年以降、工場の一部が私有化され、世界的に大きな製薬企業がポーランドに進出し

始めている。今後ポーランドの製薬企業は世界的な動向に合わせて、特にECとの経済的、技術的な関係を強めることで発展することになろう。

4. 古い薬局方など

エジプトのパピルス・エペルスや、2世紀のガレヌスの“簡略医薬本”，アヴィセンナ（980～1037）の“薬物カタログ”などは公のリストという性格をもったものではなかった。

最初の国定の薬局方は1698年にプランデンブルグ地方でつくられ、“プランデンブルグ薬局方”と名付けられた。

フランスでは1818年に最初の国定薬局方として“ガレヌス薬物集”がつくられた。

1935年には34カ国が各国独自にそれぞれの国の言葉か、あるいはラテン語の薬局方を持っていた。1951年、世界保健機構（WHO）が国際薬局方を出すようになった。ECでは1969年から薬局方の基準化が進められている。

ポーランドでは薬局方、またはそれに類似したものとして、

1683年 クラクフ薬局方

1794年 軍薬局方

1831年 ポーランド・ワルシャワ軍薬局方

1880年 病院薬局方

などがある。

18世紀になって、ポーランドでは国定の薬局方を編さんする努力がなされた。

しかし、1704年からの計画は1772、1793、1795年に相次いで起こった国の分割によって中止され、ポーランド王国の時代になって“ポーランド国薬局方”が1817年ワルシャワで出版された。

しかし、1866年にはロシア薬局方の使用が義務づけられ、1918年主権が戻って、1937年ポーランド薬局方Ⅱが出版された。

第二次世界大戦で国が破壊され、第2版はようやく1948年に出版された。次いで1954年ポーランド薬局方Ⅲがワルシャワで発行された。

新しい委員会が1957年に新薬局方の検討を

始め、1965年にその第1巻を、1971年第2巻、1990年には第3巻を出版した。

5. 薬博物館

ポーランドでは19世紀には私的なコレクションがたくさんあった。1881年、E. シュペザウスキとヴェンダが初めて薬博物館を建造しようと、ワルシャワの薬学会に資料を集め始めた。1908年、クラクフ大学に医学と薬学の歴史博物館を造る構想が立てられた。以下代表的な4薬博物館の館名・住所などポーランド語も併記した。

(1) クラクフ市の Mikolaj Kopernik (ミコワイ・コペルニク) 医学アカデミーの薬博物館

所在地 : Florianska (フロリアンスカ) 25, Krakow (クラクフ)
館長 : Dr. Leszek Ekiert (レシェク・エケルト) (薬剤師)

第2次世界大戦の後、古い遺産が消失、散逸してしまったのを見て、クラクフ薬剤師会のS. Pron (プロン) 氏は1946年にクラクフ市の薬剤師による博物館を設立した。そして1952年、厚生省の管轄の下に国立薬博物館となった。現在は上記フロリアンスカ通りに移されている（地下1階地上4階）。

展示品 : 地下1階 : 16~19世紀に使用されていた戸棚、製薬器具類、1階ホール : フレスコ画、17世紀の修道院薬局調度品など、2階 : 調剤器具、石油ランプなど、3階 : テーマ別コレクション。

(2) ワルシャワ市の Antonia Lesniwska (アントニナ・レシェニウスカ) 薬博物館

所在地 : Marszalkowska (マルショウコフスカ) 72, Warsaw (ワルシャワ)
館長 : Teodor Kikta (テオドル・キクタ) 博士 (薬剤師)

1950年からT. Kikta 薬剤師がコレクションを集め始めた。

展示品 : 陶器製とガラス製の壺が蒐集されている。2,000冊の書物 (110冊は薬局方)

(3) Lodz (ウッジ) の薬博物館

所在地 : ul. Musynskiego (ウル・ムシンスキゴ) 1, 89151 Lodz (ウッジ)
館長 : Katarzyna Hanisz (カタジーナ・ハニッシュ) 博士 (薬剤師・女性)

展示品 : ポーランドの薬局方 (初版) 1817年、陶器薬壺など

(4) Poznan (ポズナン) の薬博物館

所在地 : Stary Rynek (スタリ・リネク) 41, Poznan (ポズナン)
館長 : Jan Majewski (ヤン・マイエフスキ) (薬剤師)

展示品 : 18世紀以来 “白い鶯” と名付けられた薬局にあり、展示品約1,000点

現在上記の4つの薬博物館の他、薬学部の常設展示、薬局の薬博物館、国立博物館など多数あるが、詳細は原文の訳文²⁾を参照されたい。

謝 辞

本論文作成にあたり、モニカ・デブスカ-ドネ女史の国家博士論文を御紹介いただいた本会会員・辰野高司先生に厚く御礼申し上げます。ポーランド語発音についてお教えいただいたポーランド大使館に深謝します。

追 記

原論文 (仏文) と全訳文は岐阜県羽島町にある内藤記念くすり博物館 (Tel.: 058689-3111) へ各1部寄贈しました。原論文 (仏文) と共に全訳文をお読みになりたい方は、上記くすり博物館か筆者らに御申し出下さい。

参考文献

- Monika Debska-Donnet: Aperçu sur l'histoire de la pharmacie et collections d'art pharmaceutique en Pologne, Diplôme d'Etat de Docteur en Pharmacie, Faculté de Pharmacie de Chatenay-Malabry, Université de Paris XI, A4版 77頁 (1991).
- モニカ・デブスカ-ドネ (奥田潤, 奥田陸子訳): ポーランドの薬学の歴史と薬に関する歴史的工芸品、名城大学薬学部臨床生化学教室 (1993)。

Summary

Doctor thesis (in French) by Monika Debska-Donnet, entitled "History of Pharmacy and Pharmaceutical Art Collections in Poland" which was presented to Paris XI University (Faculty of Pharmaceutical and Biological Sciences) in 1991, was trans-

lated into Japanese and summarized.

In this report, histories of pharmacy education, pharmacists, community pharmacies, pharmacopoeiae, pharmaceutical industries in Poland were described, and four representative Polish museums of history of pharmacy were also explained.

道修町文書について^{*1}

小城忠一^{*2}

Ancient Documents Kept in Sukunahikona Shrine Worshipped the Divinity Being of Drugs in Doshōmachi, Osaka City

Chuichi KOSHIRO^{*2}

(1993年3月1日受理)

道修町文書は、明暦4年（1658）以来、昭和15年（1940）頃まで連續した道修町薬業関連文書であり、我が国の産業史として、大変貴重な文書史料であると高く評価されている。

大坂道修町の薬種仲間は、豊臣時代に始まり、徳川幕府の江戸時代に盛んとなった。江戸時代、大坂は天下の台所であり、経済、流通はすべて大坂を中心として、全国に及んでいた。薬種も同様であり、全国の和薬種は大坂に集まり、また長崎出島の輸入、唐薬種も大坂に運ばれて来た。これらのすべての薬種は、大坂道修町の「薬種中買仲間」により、品質鑑別、真偽吟味がされ、また相場が建てられて後江戸を始め、全国各地に回漕供給された。

明暦4年（1658）の文書では、薬種35種の真偽鑑別に関する記載があり、寛文10年（1670）の文書では、108名の名前が連記されて、町の繁栄が明らかである。

享保7年（1722）八代将軍吉宗の時代、大坂道修町に124名の「薬種中買仲間」株仲間が公認され、「和薬種改会所」が設けられた。この時の道中記録、江戸協議の日記記録が保存されている。和薬種改会所は、日当番を定めて、薬の真偽鑑別を行って来たのであるが、知識と経験の深い専門の仲間が鑑別を行うも

の、人間の行う事であり、薬は人の命を預かる大事な物であるだけに、万が一にも誤りがあってはならないと、会所に神棚を設け神農像を祀り、神の加護を願ったのである。当時の方々の真剣さ、謙虚さに敬意を表する。

安永9年（1780）、日本の医薬神である少彦名命を勧請して神棚に合祀した。

寛政4年（1792）、株仲間129名と5名増加し、明治5年（1872）188名となつたが、商売自由と株仲間制度は発展解消した。株仲間業務は薬種卸仲買商組合が継承した。安政3年水帳には、現少彦名神社地は、薬種中買仲間寄合所と記載されている。寄会所に祀っていた、無格社、少彦名社は、明治43年（1910）神社合祀令に対処して、薬種問屋が協力し境内地拡張、社殿等の新築を行つて、少彦名神社と認められた。この神社入口には、二階建「道修町寄所」も改築され、薬業界の各組合事務所、集会所となつていた。昭和55年（1910）に5階建ビルとなつた。

道修町文書は、道修町の薬種中買仲間が伝えてきたものであり、和薬種改会所、寄会所に保管され今日に伝えられてきた。

明治33年（1900）頃、製薬組が独立した（大坂医薬品協会の前身）。また、香料、化学薬品、試薬、生薬、医療器等と薬種卸仲買商

*1 平成3（1991）年11月30日、日本薬史学会集談会で追加講演。

*2 小城製薬株式会社 Koshiro Co., Ltd. 2-5-8, Doshomachi, Chūō-ku, Osaka 541.

組合から発展的に業種団体組合が独立分化し、道修町寄所からは移転したが、道修町文書は、そのまま同所に保管されてきた。道修町文書は、薬種株仲間からの発展したこれら薬業関連諸団体の共通の財産と申せる333年以来の歴史的遺産、貴重な町の史料である。

道修町文書が火災、水害、戦災からも被害を被ることなく、少彦名神社に保存されていることは大きな喜びである。

大阪薬種卸仲買商組合は、大阪薬種業誌刊行会を組織して、明暦4年（1658）以来昭和9年（1934）までの文書を「大阪薬種業誌四巻」として刊行されている。昭和10年代に道修町の薬業人は、大変な努力を傾注して、道修町文書の一部とはいえ刊行されたことに敬意を表する。

道修町の貴重な文化遺産、薬業産業史資料の道修町文書は、大木箱11箱に収納されているが、内容目録もなく未整理である。機会あるごとにこの整理保存をとなえてきたが、平成2年、少彦名神社薬祖講が検討頂くこととなり平成3年2月25日「道修町古文書保存会準備委員会（委員長 小城忠一）」が発足することとなった。少彦名神社薬祖講（講長 藤沢友吉郎氏）は、薬業関連業種の400人が講員であり、道修町文書の継承者を代表している、といえる組織である。

この様な経緯で、道修町文書の検索整理の事業が始まり、大阪城天守閣・主任 渡辺武氏（大阪市経済局）に委嘱して、古文書の検索整理、目録作成をすることとなった。

大箱11箱、推定10万点のうち、江戸期と推定される3箱、推定2千点（実数2,906）、当年11月の神農祭までを目標に、検索整理、目録作成等の作業に入った。

道修町文書の内容、価値については、未だ分類整理中であり、すべてが明らかになっていない状況であるが、古文書の保存状態は、

すこぶる良好であり、汚損、黴、虫害は全くなく、広げると今書かれた文書の様である。

年代不詳の文書も多く、株仲間の年代別名簿を作成して、年代判定を行った。

株仲間の名簿「薬種中買仲間人数帳」は、変更付箋が多くなり、7回書替えられている、この付箋を年代別に整理する大変な作業を行って戴いた。

大阪城天守閣渡辺主任の記者会見説明では、道修町薬種業者の記録が明暦4年（1658）以来昭和の時代まで300年間も連綿として続いた文書史料として保存されていることは、全国のどの業界産業にとってもないことであり、大変貴重な史料である。単に大阪道修町薬業の資料としてだけでなく、江戸時代明治初期の産業史として研究者は高く評価している。また株仲間の公認の経緯からその終末までの文書が揃っているし、役所との応答以外に、業界自身での申し合わせ等自主的な規制文書もあり、興味深いとの意見を述べておられる。今後整理が進み、何年か先に公開利用される様になれば、その価値は更に高く評価されるであろう。この貴重な道修町文書の検索整理を担当出来たことを喜んでいる。そして道修町の薬業関連団体、企業が一丸となって、この貴重な道修町文書の整理・保存を平成の大事業として取り組んでいることを高く評価する、と発言された。

検索整理は順調に進み、株仲間人名フロッピー、文書目録フロッピーも完成した。

今後も事業の継続進行に努力するので、日本薬史学会、会員諸氏のご支援をお願い致したい。

参考文献

- 1) 小城忠一：道修町前史、薬事日報、No.8140, 1月26日号（1993）。

清洲花火小史

岡田 登^{*1}

A Short History of Fireworks in Kiyosu

Noboru OKADA^{*1}

(1993年5月8日受理)

はじめに

JR東海道線の名古屋駅を西へおよそ十分、右手に清洲城の天守閣が見える。城の前を五条川が流れるあたり一帯が清洲であり、古くは清須とも書かれた。織田信長の城があった清洲城は、たび重なる五条川の洪水のため慶長年間の末に名古屋へ移転した。

清洲町は名古屋市の西北に新川町、次いで清洲町と位置する。名古屋市の西北に庄内川が流れる。つづいてその西に支流の新川と五条川（古くは稚川とも呼ばれた）の小川が流れる。五条川と東海道線が交差する南に五条橋がある。その南を名鉄本線が走る。

そして五条橋のすぐ北に天王社はある。この天王社は明治初年まで牛頭天王といわれていたが現在では川上神社といわれる。

この神社は素盞烏尊を奉祀する。この神社の創立年は詳らかでない。清涼寺五世住職、圓山通門和尚が正徳（1711～1716）年中に奉遷したともいわれる。

例祭は陰暦六月十四日に行われていた。清洲の天王祭として、すこぶる盛大に行われていた。この祭りは車楽を川に浮かべ、花火を打上げることで、津島の天王祭とよく似ていた。

花火行事がいつ頃から行われるようになっ

たか、さだかではないが、宝曆四年（1754）以前より行われていた¹⁾といわれる。

清洲花火の歴史について断片的に記された論著は多い²⁾³⁾。ここに、その発展史の一端を明らかにした。

その記録

1) 清洲花火の行事が記された最古の記録は、小畠広林の撰編、横井時文（註1）の再訂による『尾張年中行事鈔』（1769）⁴⁾である。これには六月十四日の項に「天王花火」として次のように記されている。

「天王花火 中島郡清須五条橋側 此夜花火奇巧をなす。子寅隔年 本邦近世花火種々の技巧をなし、吾隣邦三州吉田の花火最巧を尽せり。異邦にも是をなす。般花と云。新裁万宝全書第二十四に元宵諸般花の方多く載す」とある。

当時すでに三河の吉田、すなわち現在の豊橋の吉田神社の祭礼の花火行事がすぐれていることを記し、中国でも花火があることを述べている。

また『万宝全書』（1614）⁵⁾を引用し「元宵の花火の製法」についてふれている。

そしてこの書には「大梨花」「千枝梅」「孩兒板花」「一丈菊」「千丈梅花」「白菊花」「金糸菊」「垂帶柳」「酒蜜蜂」「宝珠茶」「小葉梨」

*1 日本科学史学会東海支部 *The History of Science Society of Japan (Tokai Branch)*, 4-1-50, Tokugawayama-cho, Chikusa-ku, Nagoya 464.

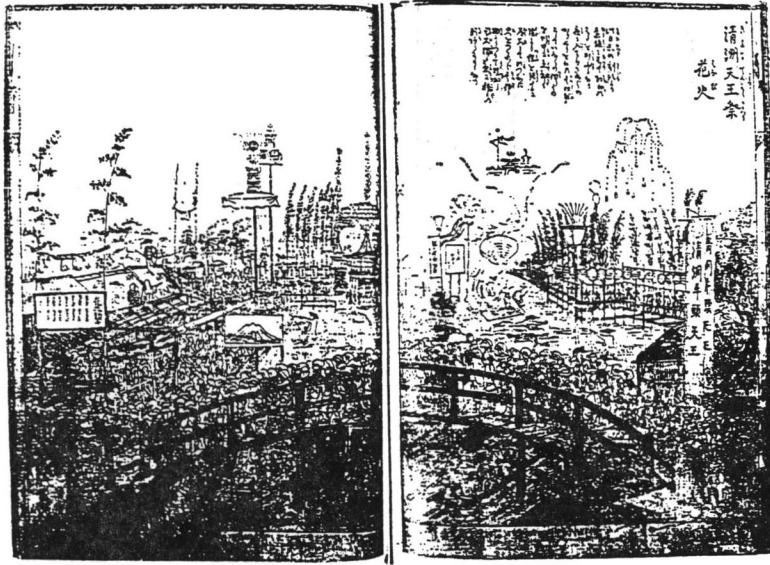


図 1 高力種信 (1756~1831) 画「清洲天王祭花火」『尾張年中行事絵抄』(~1831) 所収)

「三丈梨」「石榴花」「葵花」「金糸菊」「珍珠傘」「菊搜枯梅」「牡丹花」「紫葡萄」「木樨花」などの花火の製法が記されている。それゆえ、当時、すでに中国の花火の製法が知られていた。

2) つづいて高力種信(註2)(猿猴庵、1756~1831)のあらわした『尾張年中行事絵抄』(~1831)⁶⁾がある。これには「清洲天王祭花火」として図が描かれていている(図1)。そしてその説明には次のように記されている。

「清洲、天王祭花火。五条川の橋より上方にて、船祭二輛を渡す。屋体の上に挑灯數多飾りて川上へ渡し、又下の方へ戻りて、天王の社前に二輛ともに船をとどむ。東西の堤に大筒を仕かけ、打上の大花火有。孔雀火、垂桜の類ひ数多。或は川中に機関花火を揚ぐ。其工絶妙にして、遠近の目を驚かすばかり。是ぞ本州に於ては、花火の最上とも云べし」とある。

つづいて、栄町の天王祭を記し、栄町より「清須の大花火を遠望す」とあり、清須の花火が栄町より見られたことを述べている。

清洲の花火が栄町から見られたことは、高層ビルが立ち並んでいる現在では考えられないことである。当時、高い建築物はなく、せいぜい二階建の木造家屋であったのであろう。

一方、清洲の花火もかなりの高さまで打上げられたことを知ることができる。

そして、その図には次のように記されている。

「清洲天王祭 花火」

「此日、未の刻頃より、昼旗と号て、紅白のはたを打上るなり。夜に入ては、さまざまのからくりをなす。其仕懸として、いろいろの作りものを川中に立置て、陸より綱を張たるに、道火とて此つなに火をつくれば、其作り物にうつりて焼出し、其火消ると、忽に種々の形あらわるゝなり」とある。

3) 前述の高力種信の日記の『猿猴庵日記』(註3)(~1831)⁷⁾には(『金明録』による)次のように記されている。

i) 安永六年(1777)六月の項に「清須花火、見事成由 見物多し」とある。

ii) そして安永七年(1778)六月二十日に、次の花火が行われたと記されている。

「清須の花火、当年は珍敷趣向新作多よし。評判有故、早朝より見物に行者多し。昼は色々の旗を上げ、其外、からくり多し。夕方には、清須に三倍程の群集にて、此日、芝居・角力にも入無、少位也。夜の賑合、川へ落、或は畠のこへがめへ落る者、大分有、又、からくりに火をうつし損じ、身に火かゝり、其

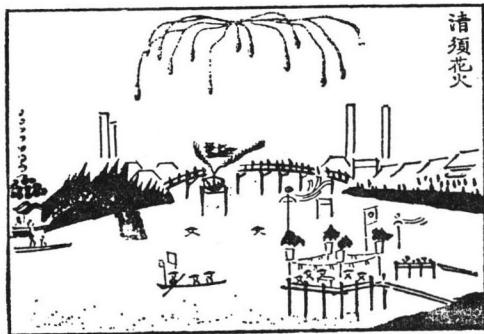


図 2 小田切春江（1809～1888）画「清須花火」
『名区小景』（1850）所収

外、見物怪我人多し。夜更て、清須より巾下辺迄の煮壳屋、其外、喰物類、不残売れ切。漸、茶一ふくを四、五人づゝ程、もやいに呑候由。

花火は鯉の滝登り、かげ廻し、金輪きりなど、分而見事に有之、其外、新からくり多く、近年の大賑合」とある。

iii) 文化三年（1806）六月十四日には「昼頃より大雨」とあり、雨のため花火行事が中止された。

iv) そして文化五年（1808）六月十四日の頃には「清洲の花火も有。今夜、清太夫より、大筒を上るよし」とある。

v) また文化六年（1809）六月十四日の頃には、次のように記されている。「同夜、清洲の花火、殊の外沢山にて賑合、此辺より名古屋辺は雨なし」とある。

vi) また文化七年（1810）六月十四日の頃には「清洲大花火」とある。

vii) そして文化十五年（文政元年）（1818）六月の頃には「雨天にて、清洲花火も延る」とある。

viii) 文政二年（1819）六月十二日には「大地震あり」とあり、花火行事については記されていないので、中止されたものと推定される。

4) 武田載周のあらわした『清洲志』（1829）⁸⁾には「清須牛頭天王」について、次のように記されている。

「毎年六月十四日祭礼、別当、清涼寺の神前において、読経あり。挑灯樓二基、各舟二

艘をからみ、水に浮ぶ。一つは神明町、一つは田中町、また此二町および十軒町の少壮の子弟、花火種々を製し、巧を尽し、奇を争て、水浜に盤楽（楽しむ）す。全体（そもそも）般火は国禁にて、庶人の弄ふ所に非ず。唯、此清須にて、此日のみ、いつの頃よりか、此天王祭の定例となりて、制（国禁）の外なり」とある。

5) つづいて後述の小田切春江の筆になるといわれる『尾陽歳事記』（1844）⁹⁾には、次のように記されている。

「清洲天王祭花火」

「五条川の橋より上方にて、船祭二輪を渡す。屋体の上に挑燈多くかさりて、川上へ渡し、又下の方へ戻りて、天王の社前に二輪ともに船をとゞむ。又東西の堤には、大筒を仕掛〔く〕。打揚の大花火種々の曲をは尽す。或は河中にからくり花火を揚ぐ。其工絶妙にして、遠近の眼目を驚かす許なり。是本州の壯觀なり」とある。

6) つづいて小田切春江（註4）（1809～1888）のあらわした『名区小景』（1850）¹⁰⁾に知ることができる。これには「清須花火」の図が描かれている（図2）。そして清洲花火について詠まれた次の詩が記されている。

i) 後述の『尾張名所図会』を岡田啓とともにあらわした野口道直（註5）（1785～1865）は次の詠を詠んでいる。

川波のきよすにすめる月影をあふけハ
空にちる花火哉 道直

ii) 名古屋伊倉町の文人、吉川楽平（註6）（柿園、1816～1885）は次の詩を詠んでいる。

「清須の里武田某のもとに上ヶ火てふものを見にゆきて千鳥を」

空の海くもの波間にあらはれてなかぬ
千鳥をけふミつる哉 季広

iii) 中島郡祖父江町の山内栄三郎（貞足）は次の詩を残している。

「星下りといふ事を」
水の面にうかひ出ぬと見る星ハ天津空
より飛火也けり 貞足

iv) 名古屋柳町の藩士、杉本蘭皋（註7）（良承、1805～1872）は次の詩を詠んだ。

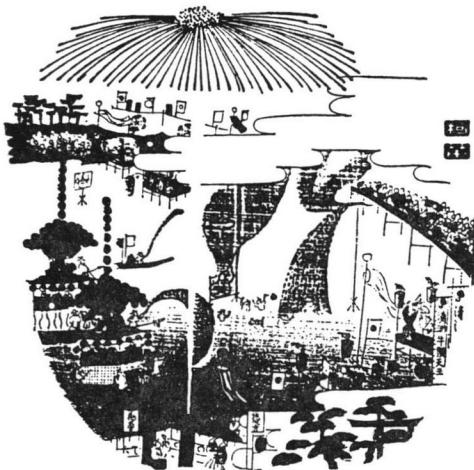


図 3 武田柯笛(新蔵)(1801～1866)画「清洲花火」

櫛けつる天津少女のかつらかと見ゆる
花火の玉柳哉 良承
v) 清洲町の林惣兵エ(正明)は次の詩を詠んだ。

心をもとめて見るらん水の面にうつる
花火の花のしからミ 正明
vi) 清洲町の櫛田源兵エ(利恭)は次の詩を残した。
清須川流れにうかひ空にまたちりて乱
るゝあけ花火哉 利恭
vii) 清洲町の恒川文貞は次の詩を詠った。

名に高き音ハかりかハミな月の空にと

ふ火の花を見すらん 文貞

viii) 清洲町の櫛田源蔵(利増)は次の詩を記した。この詩は後述の『尾張名所図会』に記されている。

きよす川きよきミきはにいつよりか飛
火のひかりうつし初けん 利増

ix) 名古屋新屋敷の江口庄右エ門(其雄)は次の詩を詠った。

月落てあとに月もつ花火哉 其雄

x) 清洲町の鈴木斧三郎(一渓)は次の詩を詠った。

あくるたひたまつてハ居ぬ花火哉 一渓

xi) 後述の清洲町の武田新蔵(柯笛、農業, 1801～1866)は次の詩を残している。

四五本ハ見ながら戻るはな火かな 柯笛

xii) 名古屋長久寺の木村市平(朝青)は次の詩を詠った。

賑合に夜深さしらぬ花火かな 朝青

7) そして前述の武田柯笛は『清洲花火の図』(～1866)(図3)を残している。

8) 前述の野口道直および岡田啓(註8)(1780～1860)の共著になる『尾張名所図会』(1880)¹¹⁾には清須花火の図(図4)が記されている。そして次のように(『日本名所風俗図会』¹²⁾による)記されている。



図 4 小田切春江画「清洲花火」(『尾張名所図会』(1880) 所収)

「牛頭天王社（五条橋の西北なる川岸にあり）当社勧請の年月しられずといへども、もと清洲の四天王とて、祭りし社なるよしいひ伝へたれば、当城下の繁栄なりし頃の勧請にや。その四天王といへるは、今清洲本町、五条川岸外北市場、海道端朝日村のうちと当社なり。

さしたる大社にはあらねど、例年六月十四日の祭は、当国第一の奇觀にして、稚川の両岸に花火の大筒を數十本設け、花火方は東西の岸より、川中へ水樓のごときものを作り出だして、そこに集会し、その業をなす。

家々の四半吹流しは、風にひるがへつて翩翻たり。また車樂の船二艘を川中に浮べたり。このかぎりはおよそ津島の車樂に似たり。その外からくり花火の作り物、所せまきまで立て置けり。花火は未の刻（午後二時）頃よりしばしばあぐるに、昼は旗幡のかたちをあらはして、雲に五色の彩をなす。やゝ日も暮れゆけば、車樂に数の挑燈赫奕として波上にきらめき、金龍影をうつすが如し。両岸には数千の燈火、月に映じて白日を欺く。

橋上及び堤上の往来は、肩摩跟随轟々然たり。忽ち一雷の激するに驚きて空を仰げば、烟花雲中に煥發し、月の如く星の如し。されば遠近をいはず、老若争ひ來りて、夜の更くるを覚えず。實に今宵の賑合譬ふるに物なし」とある。

そして国学者の市岡猛彦（註9）（1777～1827）は当書の中で次の詩を詠んでいる。

名に高きこの河なみの花火にはむかし
の飛火立ちもおよばじ 猛彦

そして著者の一人の野口道直の前述の『名区小景』の詩が記されている。

そして『狂歌鳩杖集附録』¹³⁾を引用し、秋園斎米都（註10）の門人の長耳があらわした次の詩が記されている。

涼しくも花火の紅葉ながるめり秋もた
つたとおもふ川端 長耳

そして次のように記されている（註11）。

「水無月の、十日あまり四日といふ日は、川の瀬の、きよすの里に玉ちはふ、神祭とて、諸人むれあつまるに、おのれもまかりたり。

五条川の両岸に、花火の筒七、八本づつたてならべ、飛火の野べのむかしも思ひやられて、うべこそ人の出で見るらめ。

あやしの家のあねいもとも、けふはよそほひたてて、かりそめの垣間見にも、ここちまとひぬべく、春日の里の物語もかくやとみえて、狩衣の裾もきらまほし。

花火はよるひるのたくみありて、雲のあひだに龍とひらめくはたあり、星のはやしに花とちる鳥あり、千間のびかねたるには、筒ぬしの心もむすぼほれ、赤雲のたなびけるには、見物の顔も色よし。

鳴神とどろく筒の音に、たをやめは耳をふさぎ、村雨と下る千筋に、ますら男は眼をとどむ。ぬば玉のやみの黒玉、あやなき心づかひをさせ、玉鉾の道の片われ、本意なく力をおとすべし。打あげの高きは帝釈忉利をおどろかし、ほむる声のひびきは、金輪那落をうごかす。ひまなく落つる滝の火には、文覚も打ちなくによしなく、小花火の紅葉牡丹は佐國も光のほどなきをやなげくらん。からくり花火の道成寺の鐘に、岸の蛇籠もうごくかと見え、鯨の作りには、諸舟より声を合はせてとよむ。川中には舟の上に高どのをまうけ、今やうめきたるはやしに、波の鼓も声を合はせ、芦の葉も笛や吹くらん。

ともしつらねし挑燈、数をつくして波をこがし、いろくづの心をなやます。橋の上の人あしあげくして、瀬田のむかでをあざむき、岸の佐受伎つらなりて、山田のおろちもまよひぬべし。げにおもしろの御祭なるかも、たのしの神遊なるかも」とある。

また清洲で若き日を送ったという国学者の本居内遠（註12）（棟園、1791～1855）は、その情景を次のように記している。

こき交ぜし柳桜と打ちあぐる花火ぞ夜
半のにしきなりける 棟園秋津

またその図には前述の櫛田利増の詩と武田柯笛の詩が記されている。

この『尾張名所図会』は、そこに描かれた絵の美しさと、洗練された文章から、古くより広く知られていた。例えば『古事類苑』（1908）¹⁴⁾や『隨筆事典』（1960）¹⁵⁾などに紹介

されている。また近年には『日本名所風俗図会』(1984)にみることができる。そして「清洲の風土と文化人」に清洲の文化とともに、清洲の俳人とその作品が紹介されている。

9) 尾張藩士の鬼頭止信(1826~1905)があらわした『尾張通俗年中行事』(1889)¹⁶⁾(『尾張旧事記』所収)には、六月十四日の項に「清須牛頭天王社(春日井郡)車楽船を出す。花火あり」とある。

10) 『尾陽祭礼年中行事』¹⁷⁾には、六月十四日の項に「清須天王祭にて花火あり」とある。

11) この花火の行事を具体的にどのように行ったのであろうか。これについて記されたものは少ない。石原竹次郎があらわした『清洲見聴誌』(1941)¹⁸⁾には次のように花火の行事が行われたと記されている。

「さて天王祭催事としての中心をなすものは、何といつても花火であつた。維新前においても打揚烟火は容易には許されなかつたのであるが、清洲の烟火は藩侯より特に許されあつたもので、清洲の烟火といはゞ尾張一円に名を轟かしてあつものである。

烟火の製造は家々に昼の部夜の部何発と割当て、各戸秘術をつくして自宅にて製作したものである。青年層のものは陰暦六月に入らば一個所(神明町は多くは清涼寺)に集合し、家事も打捨て烟火製作に堪能なる先輩、元老の指導を受けて製作するのであつた。

打揚花火と共に青年の共同にて仕掛け花火を製造する。則ちからくり及たきといふのがそれである。陰暦六月十日頃ともなれば真に忙しさの絶頂である。家事も何もあるものではなかつた。六月十一日いよいよ本準備である。山あげとて祭車二台(神明町、田中町)は何れも船二艘をからんで其上に仕組まれるのである。幟は各町にたてられる。神前の提灯屋形もたてられる。烟火方の控席となる川棧敷が河中に据えられる。家々の客人見物席となる棧敷の準備が東西両堤防上にてなされる。祭の宿元となる家も定められる。それはそれは却々の多忙で、町役の組頭始めが右往左往の文字通りである。前夜の十三日晚には試み

として十数発の手頃のを打揚げる。所謂有頂天である。

さていよいよ十四日祭礼当日である。早朝より凡ての装飾に、取附にと多忙なるはいふまでもない。午前十時頃ともなれば、先づ血氣の青年は何れも裸体にて河中に入り、或は小舟にてからくり、たきなど仕掛け花火を河中に取附ける。河棧敷家々の見物棧敷は何れも定紋打つたる幟幕、提灯、高張、小旗等で装飾せられる。各種の露店は店を張る。最早ボソボソと遠来の観覧者が往来する。正午頃よりは青少年を中心としての神楽囃によつての参拝が行はれる(俗称けいご)。神官神事係によりて最大切なる神事が始まる。最早其の頃には神社附近はもとより、町中は既に雜踏を極める。近村よりの観覧者はよき席をと何れも重組を重さうに堤防の彼処此処に陣所を定める。午後三時頃ともなればいよいよ花火方が盛装して列をなし、神前に額づき棧敷にのりこむ。河上の祭車は装飾をこらして笛太鼓の囃子に祭氣分は横溢し始めるのである。斯様に何やらごたごたとするせば、或は本當か真実かと疑ふ人もあらんが、明治十四、五年頃迄の天王祭は真にこれ以上であつた。

昼の烟花黄烟白烟、さては紙細工物、奇抜なものも往々あつた。駆馬、乗馬姿、曰く何、曰く何と非常に意匠を凝らしたものである。

夜ともなれば中天には陰暦十四日の月は皎々とさえかゞやく。各棧敷其他には無数の提灯に灯がはいる、丁度其の頃である。河中の祭車は稍上流にのぼり一時姿を消すのであるが、時を計り松樹のすき間より(今の汽車鉄橋の北城腰といふあたり)チラチラと紅灯の煌きを見せる。祭囃子にぎやかに漸次下流に下る。全く二基の万灯飾である。水中にうつる影、其の美觀は観覧者の眼を奪ふに十二分である。時熟すれば曰く白星、青星、赤星、曰く引き火、つり火と夜の烟火は間断なく空を飾る。十時にも近くなれば待ち設けた仕掛け花火、へびが出るか、じやが出るか、導火に火をつける一瞬、仕掛けの全面は一時火はらとなる。火はらがおさまり、あらはれ出づるは何か。頬朝富士の巻狩、金鯱城の姿といつ

た様な、或は時局を反映したる場面があざやかに顯はれる。続いてはたき、たきといふても火だきた。はりきつた花火方は何れも陣笠をかぶり河中に入り、此の火だきにうたれるのだ。橋上堤防の幾万の観覧者の形相は、火だきの光で夜空にハツキリとあらはれる。壯觀美觀の文字は此の形容にあてゝ決して過当ではない。斯くて行事も漸次進めば、観覧者も次第に姿を消し、行事一切を終ると共に、花火方も棧敷を引き揚げ改めて神前に額づき、太鼓の打囃も賑やかに上畠神明社にも参拝を終へ各自宅に帰るのである。世俗大水のひいたあととの様なといふ事があるが、終つたあとは真に其の通りで、唯十四夜の月が中天に残るのみである」とある。

おわりに

この清洲の花火行事も昭和の初め頃まで続いたが、その後は行われなくなった。それは人口の増加とともに、花火の打上げに必要な広い川幅と、河原などが失われたことも原因したのであろう。そして各地の花火大会が多くのスポンサーにより行われ、その費用を負担しているのに、手弁当の花火行事はその費用の出費のためにも長続きしなかったことと思われる。また花火の打上げなどは時代とともに専門の花火屋さんが行うようになったものと推定される。そして町の人が総出で行った行事は火傷などの事故もあったのではないかろうか。そして清洲の各町（神明町、田中町、伊勢町）などの氏子組織の協調性が失われたためであるといわれる。今では、かつて用いられた「花火筒」や「車樂」が残っているのみとなつた¹⁹⁾。

そして昭和時代からは名古屋の花火行事として、矢田川の花火大会や名古屋港の花火大会が賑わうようになった。

註

註 1) 横井時文については『名古屋市史』（人物編、(2), p. 233）にその伝がある。

註 2) 高力種信（猿猴庵）については『名古屋市史』（人物編、(1), p. 392）にその伝がある。

註 3) 『猿猴庵日記』には次のものがある。

(i) 文化年間の日記については『日本庶民生活史料集成』(9)（風俗）、三一書房、1969. 所収。にみることができる。

(ii) 日進古文書同好会編：『蓬左見聞雑著』、日進古文書同好会、1985.

(iii) 名古屋市蓬左文庫編：『名古屋叢書三編』(14)『金明録』（『猿猴庵日記』）、名古屋市教育委員会、1986.

註 4) 小田切春江については『名古屋市史』（人物編、(1), p. 401）にその伝がある。

註 5) 野口道直については『名古屋市史』（人物編、(2), p. 141）にその伝がある。

註 6) 吉川栄平については『名古屋市史』（人物編、(2), p. 164）にその伝がある。

註 7) 杉本蘭皋については『名古屋市史』（人物編、(1), p. 360）にその伝がある。

註 8) 岡田啓については『名古屋市史』（人物編、(2), p. 134）にその伝がある。

註 9) 市岡猛彦については『名古屋市史』（人物編、(2), p. 132）にその伝がある。

註10) 秋園斎米都の名は鈴木紀豊、尾州の人、由縁斎貞柳の高弟である。『鳩杖集』の校正の他に『狂歌秋の花』の著者に名を連ねる（石田元季著『劇・近世文学論考』、至文堂、1973.『名古屋叢書』(14)『秋の花』(解題)による）。

註11) 当文は本居内遠の記したものと思われる。本居内遠の著作は数多くある。そして『内遠隨筆』（無窮会図書館蔵）、『木綿垣狂歌集』（東大文学部蔵）、『内遠翁草稿類』（東大文学部蔵）、『木綿垣の記』（東大文学部蔵）、『内遠画贊歌』（本居宣長記念館蔵）などに当文の記載が推定される。しかし、当文の記載はみられなかった。したがって、当文は本居内遠が何かの紙片に記したものから引用したのかも知れない（本居宣長記念館「鈴屋学会事務局」談）。

註12) 本居内遠については『名古屋市史』（人物編、(2), p. 147）にその伝がある。

文 献

- 1) 清洲町史編集委員会：『清洲町史』、清洲町、p. 243 (1969).
- 2) 服部徳次郎：「清洲の風土と文化人」、『郷土文化』（名古屋郷土文化会）、30 (113), 24

- (1975).
- 3) 岡本柳英:「清洲寸話」,『郷土文化』(名古屋郷土文化会), 30 (113), 35 (1975).
 - 4) 小畠広林, 横井時文:『尾張年中行事鈔』(1769)(名古屋市蓬左文庫編:『名古屋叢書三編』(8), 名古屋市教育委員会(1982)).
 - 5) 艾南英撰:『万宝全書』(巻31) (1614).
 - 6) 高力種信:『尾張年中行事絵抄』(中)(~1831)(名古屋市蓬左文庫編:『名古屋叢書三編』(6), 名古屋市教育委員会(1987)).
 - 7) 高力種信:『猿猴庵日記』(~1831).
 - 8) 武田載周:『清洲志』(1829)(名古屋市鶴舞中央図書館蔵).
 - 9) 編著者不明:『尾陽歳事記』(1844)(日本庶民生活史料集成, (23), 年中行事, 三一書房(1981)所収).
 - 10) 小田切春江編:『名区小景』(2) (1850)(愛知県郷土資料刊行会再版(1976)).
 - 11) 野口道直, 岡田 啓:『尾張名所図会』(1880).
 - 12) 朝倉治彦編:『日本名所風俗図会』(6), 東海の巻, 角川書店, p. 342 (1984).
 - 13) 真鍋広濟編:『未刊近世上方狂歌集成』所収『狂歌鳩杖集』(付録, 下), 清文堂, p. 79 (1969).
 - 14) 細川潤次郎編:『古事類苑』, 遊戯部 (16), 神宮司廳, p. 1202 (1908).
 - 15) 朝倉治彦編:『隨筆辞典』(2), 雜芸娯楽編, 東京堂, p. 78 (1960).
 - 16) 鬼頭止信:『尾張通俗年中行事』(1889)(名古屋温故会編:『尾張旧事記』, p. 177 (1981)所収).
 - 17) 『尾陽祭礼年中行事』, 成立年不詳(原本を1909年に写した名古屋市鶴舞中央図書館所蔵の写本による).
 - 18) 石原竹次郎:『清洲見聴誌』, 竹田聴世奉仕会, p. 110 (1941).
 - 19) 清洲町文化財保護委員:『清洲の文化財』(第1集), 清洲町教育委員会, p. 44 (1986).

◆雑録

訂正

本誌第27巻第2号(1992)「浜田善利:『豊後国之内熊本領產物帳』所載の薬用植物の研究(第2報)」について、つぎのように訂正いたします。

表紙2 第5行目 史料→原報

p.117 第1行目 史料→原報

また、つぎの部分は削除いたします。

p.122 左段上から

6行目 かいな

7~8行目 『本草綱目啓蒙』に、カリヤスに一名カイナとある。

9行目 かいな草 同上.

13行目 かひな かいなに同じ

日本薬史学会会則

(1993年4月改訂)

- 第1条 本会は日本薬史学会 The Japanese Society for History of Pharmacy と名付ける。
- 第2条 本会は薬学、薬業に関する歴史の調査研究を行い、薬学の進歩発達に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 総会。
 2. 例会（研究発表会、集談会）。
 3. 講演会、シンポジウム、ゼミナール、その他。
 4. 機関誌「薬史学雑誌」の発行、年2回を原則とする。
 5. 資料の収集、資料目録の作製。
 6. 薬史学教育の指導ならびに普及。
 7. 海外関連学会との交流。
 8. その他必要と認める事業。
- 第4条 本会の事業目的に賛成し、その目的の達成に協力しようとする人をもって会員とする。
- 第5条 本会の会員および年額会費は次の通りとする
- | | |
|------|-------------|
| 通常会員 | 5,000円 |
| 学生会員 | 2,000円 |
| 外国会員 | 5,000円 |
| 賛助会員 | 30,000円（一口） |
| 名誉会員 | 随意 |
- 第6条 名誉会員は本会の発展に寄与したもので会長の推せんによって選任し、総会の承認を得るものとし、その資格は終身とする。
- 第7条 本会に次の役員をおく。会長1名、幹事若干名、評議員若干名、役員の任期は2カ年とし重任することを認める。
1. 会長は総会で会員の互選によって選び、本会を代表し会務を総理する。
 2. 幹事は総会で会員の互選によって選び、会長を補佐して会務を担当する。
 3. 幹事中若干名を常任幹事とし、日常の会務および緊急事項の処理ならびに経理事務を担当する。
 4. 評議員は会長の推薦による。
- 第8条 本会に事務担当者若干名をおく。運営委員会は会長これを委嘱し、常任幹事の指示を受けて日常の事務をとる。
- 第9条 本会の事業目的を達成するため別に臨時委員を委嘱することができる。
- 第10条 本会は会長の承認により支部又は部会を設けることができる。
- 第11条 本会の会則を改正するには総会で出席者の過半数以上の決議によるものとする。
- 第12条 本会の年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第13条 本会の事務所は東京都文京区本郷7-2-2（学会誌刊行センター内）におく。

THE JAPANESE JOURNAL OF HISTORY
OF PHARMACY, Vol. 28, No. 1 (1993)

CONTENTS

Originals

Jiro ENDO, Teruko NAKAMURA, Hidehiko YAMAKI and Hirokazu MIYAMOTO: Studies of the Fifth Section in the Introduction of the <i>Qian Jin yao fang</i> —Writings Quoted from the <i>Shen nong ben cao jing</i> and the <i>Yao dui</i>	1
Toshiyuki HAMADA: Studies on the Medicinal Plant in the “Sambutsu-cho” of Higo Province Possessed by the Kumamoto Clan (I) On the Medicinal Trees	6
Kiyohisa YANAGISAWA, Mitsuo YAMADA and Yoshito MATSUMOTO: The Transition of Psychotropic Drugs in Japanese Pharmacopoeia (JP) (Part 6) The Knowledge and Judgment about the Sort as the Medicine on Valerianae Radix	12
Minori TATSUNO and Jun OKUDA: History of Professionalization of Modern Clinical Pharmacist (1) Pharmaceutical Practices in Hospice before the French Revolution	20
Akira HATTORI: The Way for Carrying Medicine and Its Containers (X) “Patent Medicine and Carrying It in the Edo Period”	28
Akira HATTORI: The Way for Carrying Medicine and Its Containers (XI) “Dosage Form of Patent Medicine in the Edo Period”	33
Historical Material	
Jun OKUDA and Rikuko OKUDA: History of Polish Pharmacy	38
Chuichi KOSHIRO: Ancient Documents Kept in Sukunahikona Shrine Worshipped the Divinity Being of Drugs in Doshōmachi, Osaka City	46
Noboru OKADA: A Short History of Fireworks in Kiyosu	48
Appendix	
Erratum	55

編集幹事：川瀬 清，山田光男

平成5年(1993) 6月25日 印刷 平成5年6月30日 発行

発 行 人：日本薬史学会 柴田 承二

印 刷 所：東京都文京区小石川 2-25-12 サンコー印刷株式会社

製 作：東京都文京区本郷 7-2-2 (財)学会誌刊行センター

ヒューマン・ヘルスケア企業



くすりの歴史の 宝庫です。

(医薬に関するさまざまな歴史的資料と
収蔵図書をご活用ください。)

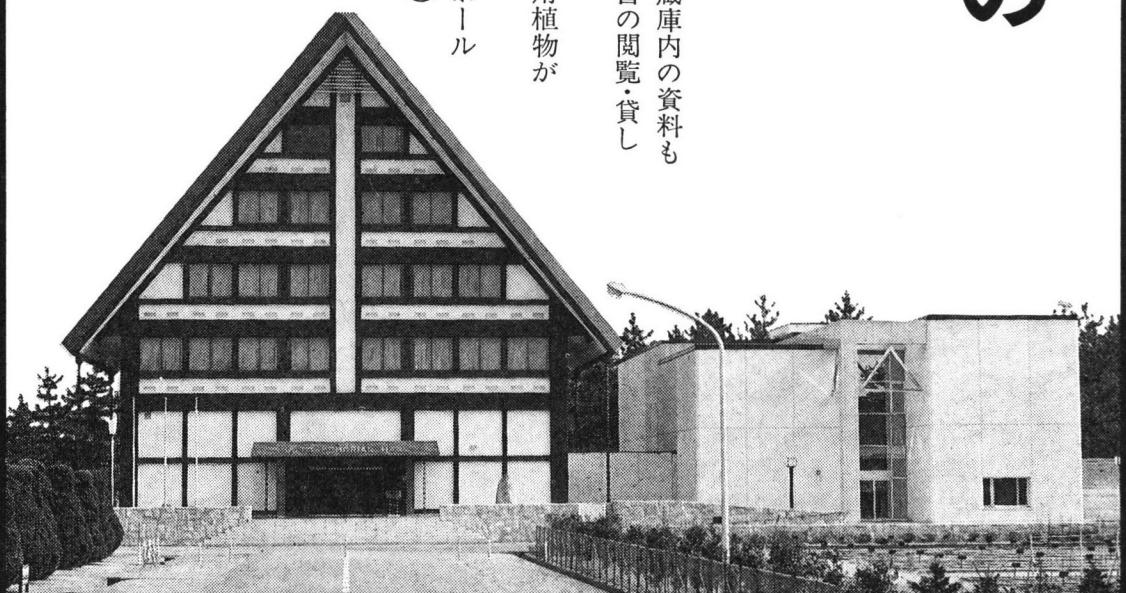
展示室の見学だけでなく、研究者の方には資料収蔵庫内の資料も自由にごらんいただけます。医学・薬学関係の図書の閲覧・貸し出し・コピーサービスも行っています。

また、博物館前に広がる薬用植物園には多くの薬用植物が栽培され、一般に公開されています。

そのほか、会議などには、大ホール(300席)・小ホール(50席)をご利用いただけます。(ご予約ください)

なお、『くすり博物館だより』を年2回発行し、ご希望の方には無料でお送りいたします。

- 開館時間…9～16時
- 休館日…月曜日・年末年始
- 入場料…無料



◎工場見学のご案内……火～金曜日の10:30と13:30には工場見学も行っております。
(所要時間約45分、ご希望の方は事前に電話でお申し込みください。)

内藤記念くすり博物館

〒501-61 岐阜県羽島郡川島町
TEL. 058689-2101 FAX. 2179

エーザイ川島工園内